

令和 4 年 第 1 回 (定例)
須恵町議会会議録

令和 4 年 3 月 2 日
令和 4 年 3 月 7 日
令和 4 年 3 月 8 日
令和 4 年 3 月 18 日

議会事務局

目 次

第 1 号 (3 月 2 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町長諸報告	5
議会報告	12
議案第 2 号	16
議案第 3 号	17
議案第 4 号	17
議案第 5 号	20
議案第 6 号	21
議案第 7 号	22
議案第 8 号	24
議案第 9 号	25
議案第 10 号	26
議案第 11 号	27
議案第 12 号	28
議案第 13 号	29
議案第 14 号	29
議案第 15 号	30
議案第 16 号	31
議案第 17 号	32
議案第 18 号	32
議案第 19 号	33
議案第 20 号	34
議案第 21 号	35
議案第 22 号	35
議案第 23 号	35
議案第 24 号	35
議案第 25 号	35
議案第 26 号	35
諮問第 1 号	43

発議第 1 号	43
散 会	45

第 2 号（3月7日）

議 事 日 程	46
本日の会議に付した事件	46
出 席 議 員	46
議会事務局職員出席者	47
説明のため出席した者	47
開 議 宣 言	48
発議第 2 号	48
議案第 3 号	49
議案第 4 号	50
議案第 5 号	51
議案第 6 号	53
議案第 7 号	54
議案第 8 号	55
議案第 9 号	56
散 会	57

第 3 号（3月8日）

議 事 日 程	59
本日の会議に付した事件	59
出 席 議 員	59
議会事務局職員出席者	59
説明のため出席した者	59
開 議 宣 言	61
6 番 議員 川口 満浩	61
9 番 議員 三角 栄重	68
2 番 議員 男澤 一夫	71
1 番 議員 白水 春夫	77
14 番 議員 今村 桂子	79
散 会	86

第 4 号（3月18日）

議事日程	88
本日の会議に付した事件	88
出席議員	89
欠席議員	89
議会事務局職員出席者	89
説明のため出席した者	90
開議宣言	91
議案第10号	91
議案第11号	92
議案第12号	93
議案第13号	94
議案第14号	95
議案第15号	96
議案第16号	97
議案第17号	98
議案第18号	99
議案第19号	99
議案第21号	100
議案第22号	100
議案第23号	100
議案第24号	100
議案第25号	100
議案第26号	100
発議第2号	110
発議第3号	111
議員定数調査特別委員会の所管事務調査報告について	112
発議第4号	113
委員会の閉会中の継続調査について	116
閉会	116

令和4年 第1回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

令和4年3月2日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和3年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 2号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 町道路線の認定及び変更について
- 日程第 7 議案第 4号 令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 8 議案第 5号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第 6号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第 7号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 11 議案第 8号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 9号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 13 議案第 10号 須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について
- 日程第 14 議案第 11号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 12号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 15号 須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 16号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 17号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 18号 須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 19号 須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 20号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 24 議案第 21号 令和4年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 25 議案第 22号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 26 議案第 23号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 27 議案第 24号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 28 議案第 25号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について

- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第 3 0 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
日程第 3 1 発議第 1 号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第 2 号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 3 号 町道路線の認定及び変更について
日程第 7 議案第 4 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 10 号）
日程第 8 議案第 5 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 9 議案第 6 号 令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10 議案第 7 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 11 議案第 8 号 令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12 議案第 9 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 13 議案第 10 号 須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について
日程第 14 議案第 11 号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
日程第 15 議案第 12 号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 16 議案第 13 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 17 議案第 14 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 18 議案第 15 号 須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
日程第 19 議案第 16 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 20 議案第 17 号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第 21 議案第 18 号 須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について
日程第 22 議案第 19 号 須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について
日程第 23 議案第 20 号 須恵町教育委員会教育長の任命について
日程第 24 議案第 21 号 令和 4 年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 25 議案第 22 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 26 議案第 23 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 27 議案第 24 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について

- 日程第28 議案第25号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
 日程第29 議案第26号 令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について
 日程第30 質問第 1号 人権擁護委員の推薦について
 日程第31 発議第 1号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

出席議員（13名）

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稻 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	8番	世 利 孝 志
9番	三 角 栄 重	10番	猪 谷 繁 幸
11番	田 ノ 上 真	12番	田 原 重 美
13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛 係 長	白 水 誠
-----	-----------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稻 永 修 司
教 育 長	安河内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
上 下 水 道 課 長	稻 永 勝 章	税 務 課 長	合 屋 真 由 美
福 祉 課 長	今 泉 英 明	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
地 域 振 興 課	平 山 幸 治	ま ち づ く り 課 長	吉 川 聰 士
社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み	会 計 管 理 者	横 山 剛
住 民 課 長	百 田 敦	子 ど も 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舛 本 直 明	ま ち づ く り 課 参 事	船 井 弘 喜
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今、世界では大変なことになっておりますけれども、第2次世界戦を経て世界の平和の秩序が守られたわけでございますけれども、今、現にそれが崩れて、ウクライナがロシアに侵攻されておるということで非常に残念でございます。早くロシア軍の撤退を求めるものでございます。

それでは、開会前に広報特別委員会より会議中の議場内写真撮影の申出があつておる、許可したいと思いますので、よろしくお願ひします。

ただいまから、令和4年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和4年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

2月22日午前10時及び本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、令和4年第1回定例会の運営について協議いたしました。

今回提出された議案は26件、町長諸報告8件、閉会中の組合議会報告4件でございます。ほかに陳情3件の提出があつておりますが、いずれも議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日3月2日から18日までの17日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会10件、文教厚生委員会7件、予算審査特別委員会7件で、議案第20号及び諮問第1号については、本日提案後採決、議案第21号から26号までの令和4年度の当初予算については一括議題といたします。

次に、日程でございますが、本日当初本会議、3日午前10時から予算審査特別委員会、終了後、各常任委員会を開催いたします。7日午前10時から中本会議、8日午前9時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。9日午前9時から工事施工案件説明終了後、各常任委員会、10日、14日、15日の3日間で新年度の予算審査を行い、15日のみ13時からしております。18日10時から最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の御報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を本日から3月18日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月

18日までの17日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、14番議員、1番議員を指名します。

日程第3. 町長の諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。3月定例会を招集いたしましたところ、全員参加で開催できることを心から感謝と御礼を申し上げます。

それでは、町長諸報告をさせていただきます。

令和4年度一般会計当初予算について

まず初めに、令和4年度一般会計当初予算について、御説明申し上げます。

令和4年度、一般会計の歳入歳出、当初予算の総額は、116億4,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと、12億3,000万円の増額、伸び率はプラス11.8%で、昨年に引き続き100億を超える過去最高額となりました。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は7.5%の増、法人町民税は33.2%の増、固定資産税につきましては6.0%の増となっています。

町税全体といたしましては8.3%の増、2億3,900万円余りの增收を見込んでおるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、令和4年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、令和3年度比3.5%増の見込みとして計上されておりますが、幼保民営化に伴い社会福祉費及び教育費の基準財政需要額が減となるため、本町への交付額は19億7,000万円ほどと見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては施設型給付費等国庫負担金や新型コロナワイルスワクチン接種関連国庫補助金等の増により45.3%増の16億4,800万円、都道府県支出金につきましても施設型給付費等県負担金や障害者自立支援給付費県負担金の増などにより14.6%増の9億1,800万円程度と見込んでおります。

寄附金のふるさと応援寄附金につきましては昨年度と同額を計上いたしております。

町債につきましては、第三幼稚園改築事業や、文化会館の改修事業などの新規事業及び道路改良事業などの財源として、41.3%増の10億4,300万円を計上しております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置としましては、財政調整基金からの繰入金6億

1,000万円で対応するようにいたしております。

次に、歳出予算でございます。

まず、人件費でございますが、先に特別会計を含む全職員数の状況を報告いたしますと、令和3年度末の退職者が2名、採用職員は今年1月の採用を含めて7人の予定となりまして、全職員数は、フルタイム再任用職員2名、任期付き職員1名含めて160人の予定といったしております。

一般会計におきましては、平均年齢は39歳、平均給料月額は4,176円上がっております。

人件費につきましては、幼保民営化により1億5,600万円、10%の減となっております。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費や保育実施負担金の増などにより28.8%の増となっております。

物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業などにより6.5%の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、第三幼児園建設事業に7億6,700万円、文化会館施設維持管理事業で舞台吊物及び屋上防水の改修、照明LED取りつけなどで8,100万円、中部防災センター建設事業に1億円のほか道路新設改良事業など国庫補助や交付税措置がある起債を活用し、安心・安全のまちづくり、生活環境の維持・向上を図ってまいります。

最後に、繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせて13億9,100万円を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス対策、支援策につきましては、必要に応じまして6月定例会もしくは臨時会で補正をさせていただきたいと考えております。

以上、令和4年度の一般会計当初予算の報告でございますが、須恵町の財政状況は義務的経費の増加により依然として厳しい状況にありますが、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、健全な財政運営に努めてまいる所存でございますので、どうか議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和4年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、令和4年度国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は、30億300万円、前年度と比較しまして率で0.6%、金額で1,800万円の減額となっております。

令和4年度須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、社会保険への移行等により減少を続けていますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度から社会保険への移行が減って社会保険からの加入が増加するなど減少速度が緩やかになってきております。後期高齢者医療制度への移行により、令和3年度より100人ほど減少して5,700人となる見込みで予算編成をいたしております。

具体的には、歳出におきまして保険給付費を1人当たりの医療費の増を見込み、対前年度比1,460万円減額し21億6,400万円、県から医療給付費等の見込みで示されます国民健康保険事業費納付金は600万円を増額し7億7,800万円を予算計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け被保険者の受診控えと自治体の軽減負担を考慮された県から示された額でございます。

歳入におきましては、まず国民健康保険税率ですが、保険税の収納状況や県が市町村ごとに示す標準税率、県への納付金の推移等から検討を重ね、新型コロナウイルス感染症等の影響を加味した結果、令和4年度におきましても税率改定は行わないことといたしました。保険税の収納率の向上に努めた結果、対前年度比1,200万円の増額となり、保険給付に必要な費用などを県が市町村に支払う保険給付費等交付金は前年度並みの22億円で計上いたしております。

保険税収納率の向上と新型コロナウイルス感染拡大の影響による受診控えによる医療費の減少と収納率の向上によって国からの交付金が増加したことによって一般会計からの赤字補てんは当初予算ベースで対前年度比較2,000万円の減額となっております。

今後も、県や国保連合会の支援を受け、予防・健康づくりや重症化予防などきめ細かい保健事業をより積極的に展開し、住民皆さまの健康保持・増進に一層注力していくことを踏まえ、保健事業を強化し、医療費適正化の推進により、より一層収支両面にわたる効率的かつ効果的な取組に努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年度水道事業会計当初予算について

次に、令和4年度水道事業会計当初予算についてでございます。

収益的収支予算の収入額は6億8,710万8,000円で、前年度比5.8%、金額にして3,771万3,000円の増でございます。これは、給水収益の増によるものです。

支出額は、5億9,439万9,000円で、前年度比0.3%、金額にして202万1,000円の増でございます。

令和4年度の収支は、8,052万5,000円の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支予算の収入額は3,550万円で、前年度比31.5%、金額にして850万円の増でございます。これは、工事負担金の増によるものでございます。

支出額は、2億679万4,000円で、前年度比9.1%、金額にして1,727万6,000円の増です。これは、建設改良費の増によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,129万4,000円は、損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

いまだ給水人口は増加傾向にありますが、今後も水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に

供給できるよう努めてまいりたいと考えております。

ゼロカーボンシティの表明について

次に、ゼロカーボンシティの表明についてでございます。

2020年10月開会の第203回臨時国会において、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。現在、環境省を中心に関係省庁一体となって、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた様々な取り組みがスタートしております。

そうした中、2021年6月には、国・地方脱炭素実現会議が開催され「地域脱炭素ロードマップ～地方から始まる次の時代への移行戦略～」が決定されております。

2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくるべく、人材・技術・情報・資金を積極支援して、脱炭素で強靭な活力ある地域社会の実現を全国で目指しています。

須恵町もこうした我が国の取組に賛同し、積極的に推進していくこうとするものですが、そのスタートとして本日この場をお借りいたしまして、2050年に温室効果ガス実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティの表明をさせていただきます。

「ゼロカーボンシティ すえ」宣言

近年の地球温暖化による気候変動は、猛暑や集中豪雨等を招き、私たちの生活に深刻な問題を招いています。

2015年に合意されたパリ協定では、産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有されました。その後、2018年に公表されたIPCC——国連の気候変動に関する政府間パネル、の特別報告書では、気温上昇幅を2度より低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする必要とされています。

須恵町では、「水と緑と光の町 すえ」を将来像に掲げ、自然とふれあい、町民が健康で安心・安全に暮らせるようなまちづくりを進めてまいりました。私たちが自然を守るため、そして豊かな生活を送るため、この環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質上ゼロにする「ゼロカーボンシティすえ」を宣言し、町民や事業者と共に実行することを宣言します。

令和4年3月2日

須恵町長 平松秀一

SUE NOBA事業の現状と課題

次に、SUE NOBA事業の現状と課題について御報告申し上げます。

SUE NOBA事業につきましては、議員各位の御理解を賜り、企業支援を理念として自らも

事業収益を展開していく新しい取組に挑戦している事業でございます。

町長就任時に事業計画について御説明申し上げ、事業開始後、3年間は事業体制確立のため収益を上げることはできないし、逆に投資の期間であることを御説明申し上げております。

そして、次の2年間で収益活動のスキームをつくり上げ、5年後には利益を上げているだろうと、そして、10年後には企業として確立させますと説明申し上げておりました。

準備期間でありました最初の3年間では、町内企業の方々から要望が多く寄せられました従業員不足に対処するため、事業協同組合の事業許可を受けることができまして、外国人技能実習生の受け入れ、共同購買事業に取り組めるようになっております。

併せて、株式会社SUENOBAにおいては、特定技能登録支援機関の認可を受け、外国人技能実習生研修期間終了後の外国人労働者斡旋を行える許可を得ており、さらには人材派遣業の許可も取得するに至っております。

当事業の趣旨に御賛同頂き、現在、九経連の無審査会員として登録していただいているところでございます。

この3年間に準備期間を終え、一昨年から積極的に事業展開を図り、技能実習生10人の受け入れや、株式会社SUENOBAでの企業向けセミナー、企業紹介の事業展開を始めた矢先にコロナウイルスが我が国にも蔓延し、全ての事業が停止状態となりました。

その状況下で新たな取組としまして、ふるさと納税に取り組み、昨年度決算において3億5,000万円程度の基金を積み立てることができました。

その際に、委託事業者だけではなかなかスムースにいかない作業もあり、委託事業者からの申出もあり、SUENOBAの職員にふるさと応援寄附金に対する苦情処理、一部事務処理、町内商品発掘などインセンティブ契約2%を頂くことにより人件費等を捻出している状況でございます。

去る2月22日にSUENOBA事業で契約している税理士事務所とお会いし、昨年度並びに当期の経営状況について説明を受け、アドバイスを頂きました。

令和3年度期の決算においての事業収入は、電力手数料79万9,230円、レンタルスペース6万300円、入会金1万3,200円、ふるさと納税に対するインセンティブ契約1,300万9,123円となり、人件費を含む総支出額は1,990万564円です。単純に計算しますとマイナス601万8,711円の当期純損益となります。

SUENOBAでは1級建築士雇用受託業務やIT支接受託業務等で行政支援業務費として1,135万2,300円を受け入れており、現状としては赤字経営ではない状況となっております。

しかしながら、コロナウイルスの影響が計り知れず、コロナ発生以降、厳しい経営状況である

ことには変わりなく、令和4年度にはふるさと納税受託事業者の見直しやSUE NOBA事業として独立してふるさと納税受託企業とインセンティブ契約が締結できるかなど、慎重に見据えた上で6月議会に状況報告を行いまして、9月議会においてSUE NOBA事業を根本的に見直したいと考えておりますので、御報告申し上げます。

高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり

次に、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりについてでございます。

日本で新型コロナウイルス感染症患者が確認されて、2年が経過しようとしております。発生当初は、未知のウイルスに対し、学校の一斉休校、公共施設の閉鎖、飲食店への休業要請などにより既存の社会構造や経済活動は大きな混乱に陥りました。この2年間、国は国民及び事業者に対する定額給付金や事業者支援金等で経済的に支援を行い、同時にワクチン接種を推進することで国民の命を守る政策を行うことで、新しい形を模索しながら、少しずつではありますが社会活動を営むことができるようになりました。

しかしながら、コロナ禍が長期化することで、社会活動の機会が大幅に減少し、自宅で過ごす時間が長くなつたことで町民から活力が失われたように感じられ、特に高齢者の方々についてはその傾向が顕著であります。

そこで、町といたしましては高齢者の方の社会活動の機会創出のため、現在、行政区で開催していただいている行政区ミニディサービスに対する補助金等を令和4年度に限り拡充することにより、社会活動の機会を増やす支援を行っていきたいと考えております。併せて、組合非加入者も対象とし、シニアクラブの会員の方々や御近所の高齢者をお誘いの上、積極的にミニディサービス開催していただけるよう、現在、各行政区のほうにお願いしているところでございます。

また、令和3年度より高齢者が住み慣れたまちで自分らしく暮らしができるよう、第三小校区をモデル地区とし、区長の方々に御出席頂いて地域包括ケアシステム構築のため、協議を行ってまいります。校区コミュニティ事務局が中心となって、既に、まなびのひろばの中で介護予防事業を行っており、高齢者の社会活動の場がますます充実されることを期待しているところでございます。現在第一小・第二小校区においても、組織体制づくりの準備をお願いしており、今後進めてまいりたいと考えております。

さらに社会福祉協議会では、令和4年度にインストラクター養成講座を開講し、行政区ミニディサービスや地域行事等の担い手になれる人材を育成する事業を行いますので、興味のある方々にどしどし参加していただきたいと考えております。

終わりに、高齢者がいつまでも生き生きと社会参加できるまちづくりを、地域と行政が一体となって構築できるよう今後も進めてまいります。

マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

次に、マイナンバーカード普及促進と利活用の促進についてでございます。

マイナンバーカード普及促進と利活用の促進については、令和3年9月議会においてこの件について報告をさせていただきました。あれから半年が経過いたしましたので、その後の状況の報告をさせていただきます。

マイナンバーカードの普及促進と新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済の活性化のため、8月議会において須恵町応援商品券事業の補正予算を計上させていただきました。10月にはマイナンバーカード所有者への商品券の配布を開始し、令和4年2月末までの使用期限でマイナンバーカードの交付を受けた方々への商品券の配布を行ってまいりました。令和4年2月末日現在約7,000万円分の商品券をお使いいただき、町民の皆様から喜びのお声を頂いているところでございます。

カードの普及促進を図るため、昨秋、新型コロナウイルス第5波が収束すると直ちに各行政区に依頼し、各地区公民館を回って出張申請受付を行いました。加えて須恵高校にも出張して申請受付を行っております。6月からは毎月1回行ってきた夜間のマイナンバーカード臨時窓口も、10月27日からは毎週水曜日に開設して住民の申請受取りの機会の拡大に努めてまいりました。広報活動にも力を入れ、広報すえ、町ホームページ、須恵町公式ライン、KBCテレビのDボタンへの掲載、行政区に依頼してのチラシやポスターの回覧掲示、健診会場、ワクチン接種会場、小中学生の保護者、申告対象者へのチラシの配布など様々な媒体や機会を使って広報に努めてまいりました。多くの皆様に御協力頂きながら職員一丸となって普及促進に努めた結果普及率は急伸し、令和4年2月13日現在の申請率は60.6%に達し、令和3年4月1日の申請率39.9%から20.7ポイント増、人数では6,065人増加しました。実際にカードを受け取った割合を示す交付率は54.2%となり、6,724人増加しました。

申請率、交付率ともに福岡県内の60市町村中2番目に高い数字となっております。全国におきましても、国の統計で交付率が1,741団体中42番目で上位3%以内に入っていますから、全国の中でも特にマイナンバーカードの普及が進んだ自治体の一つとなっています。国は、令和4年度中にほとんどの国民にカードがいきわたることを目指すとしております。普及拡大のため、マイナポイントの追加や保険証の利用申込み、公金の受取り口座の登録で最大2万円のポイント付与など、普及促進を加速させる政策を発表しています。そして、普及促進に努力している自治体ほど、補助金が優遇される仕組みを明確に制度化しようとしています。本町は、コンビニ交付の手数料値下げや臨時窓口の設置、出張申請の実施など補助金制度を有効に活用できる体制を取りながら普及促進活動を行ってまいります。

そして、マイナンバーカードの利活用でございますが、国はマイナンバーカードをデジタル社会の基盤に位置づけておりまして、このカードの機能を使えば大部分の行政手続きが可能になり、

国や自治体が発行する証明書などの機能も持たせる方針のようでございます。

運転免許証との一体化も令和6年度末から開始することが公表されました。

また、令和4年度にはマイナンバーカード所有者が転出・転入手続きをオンラインで行えるワントップ化に向けたシステム改修を行います。

国の動きにしっかりと対応し、住民の便利な暮らしを実現するため、マイナンバーカードの普及と利活用の促進に取り組んでまいります。

機構改革の実施について

最後に、機構改革の実施についてでございます。

本町の行政組織における課の設置につきましては、議会事務局、会計課を含めまして、現在13課で行政運営を行っておりますが、近年の業務量の増大や複雑化により、子ども教育課を学校教育部門と子育て部門に分割することにいたしました。

学校教育部門につきましては学校教育課、子育て部門につきましては子育て支援課として、いずれも教育委員会の部局といたします。

また、ふるさと応援寄附金事業のさらなる推進を図り、目まぐるしく変化する国内の情勢に対応するための政策の立案や実行を、柔軟かつ迅速に行うため、まちづくり課内に設置しております地方創生推進室を廃止して、ふるさと応援課として、新たに課を創設いたします。

これらの課の設置条例の改正につきまして、本議会に上程しておりますのでよろしく御審議のほどお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和4年2月9日に、古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

第1号議案令和3年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,504万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億6,050万4,000円とするもので、全員賛成で可決しました。

第2号議案令和4年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、2億7,649万9,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ1,896万2,000円の減で、全員賛成で可決しました。

第3号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、組合議員のうちから選任した監査委員の任期が、令和4年3月5日をもって満了することに伴い、西村勝氏が選任され、全員賛成で同意しました。詳細は、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。

5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告をいたします。

2月21日、令和4年第1回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっています。

まずは、組合長の諸報告ですが、し尿処理施設酒水園につきまして、令和2年11月から令和3年10月までの1年間に1万487キロリットルのし尿処理がなされたとの報告があつております。

次に、クリーンパークわかすぎの運営・管理につきまして、RDF施設では、令和2年11月から令和3年10月までの1年間に、4万4,280トンの可燃ごみを処理し、約2万5,500トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出したということです。

また、リサイクルプラザにおきましては、同期間に3,298トンの不燃・資源ごみが処理されたとのことです。

大牟田リサイクル発電事業関係につきましては、令和4年2月2日に第1回運営協議会が開催され、2022年度のRDF処理委託料単価は、2021年度のトン当たり7,390円から3,300円となり4,090円の減額となったとの報告がありました。

また、RDF施設につきましては、稼働延長の期限が残り6年となってきております。現在、次期施設の整備に向けて各種調査等を行っており、また、ごみ処理施設整備審議会を設置し、次期ごみ処理施設の整備に係る基本的事項についての審議をお願いしているところであります。令和10年4月の供用開始に向け諸準備を行っているとのことです。

続きまして、議案です。

議案第1号令和3年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億4,225万円6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億8,017万9,000円とするものです。主なものとして、歳入は、構成町3町分担金の減額及び志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額となっております。

なお、須恵町の負担金につきましては2,172万2,000円の減額となっております。

歳出は、一般管理費で委託料や工事請負費、ごみ処理施設及びリサイクル施設関係で、需要費の光熱水費、次期ごみ処理施設関係で委託料のそれぞれ減額が主なものとなっております。全員賛成で可決しております。

議案第2号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。歳入歳出予算の総額はそれぞれ22億2,391万2,000円で、前年度比1億5,725万8,000円、7.61%の増額となっております。

須恵町の分担金として4億1,845万1,000円となっており前年度比878万6,000円、2.06%の減額となっております。

主な増額要因は、燃料費の高騰によるものその他、委託料及び工事請負費、また、次期ごみ処理施設の用地購入費及び造成工事費等によるものになっております。全員賛成で可決しております。

詳細につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、柏屋南部消防組合議会定例会報告を求めます。

3番、稻永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。

令和4年2月21日に行われました令和4年第1回（2月）柏屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合議会定例会の議事日程については、お手元の資料の通りでございます。

議案第1号柏屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、職員の1時間当たりの給与算出額について、国家公務員適用となる一般職の職員の給与に関する法律の適用を、地方公務員法第58条第3項の規定による労働基準法を適用することが原則であることから改正するもの。

また、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため、人事院規則の改正により、国家公務員の防疫作業手当の特例が設けられたことに鑑み、同条例の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号令和3年度柏屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,316万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,193万7,000円とするもので、決算見込みによる減額となっており、全員賛成で可決しました。

議案第3号令和3年度柏屋南部消防組合柏屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ413万円を減額し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ4,011万5,000円とするもので、主な要因は受診者の減少に伴う医薬品代の減少となっており、全員賛成で可決しました。

議案第4号令和4年度柏屋南部消防組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,339万9,000円と定めるもので、前年度と比べ1億3,502万9,000円の増となっています。

なお、須恵町の分担金は3億1,147万7,000円となっており、全員賛成で可決しました。

議案第5号令和4年度柏屋南部消防組合柏屋中南部休日診療所事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,685万5,000円と定めるもので、前年度に比べ739万円の減となっており、全員賛成で可決しました。

なお、須恵町の令和3年の火災、救助、救急状況は、火災7件、前年比3件の減、救助16件、前年比7件の増、救急1,220件、前年比5件の増となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照頂きますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。

6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和4年2月25日に第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号令和4年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,236万7,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ663万5,000円の増となっています。

増額の主な要因として、総務費で各種協議会の分担金など、林業費で森林整備事業委託料、道路橋りょう費で林道・作業道補修工事となっており、全員賛成で可決しました。

議案第2号監査委員の選任については、現監査委員の藤佳氏の任期満了に伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるもので、全員賛成で同意しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので御参照頂きますようよろしくお願ひします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと

認めます。

これより議事に入りますが、議案第20号及び諮問第1号は、議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。議案第21号から議案第26号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。舛本健康増進課長。

○健康増進課長（舛本 直明） おはようございます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてです。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。須恵町予防接種健康被害調査委員会を組織する委員の構成等の見直しを行い、必要な事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

新旧対照表について説明します。

3ページをお願いいたします。

今回の主な改正は、第3条第1項中の委員の人数の改正、同条2項中の構成メンバーの改正、第5条第3項中の委員の委員会の決定方法の改正、また、第6条で委員以外の出席、第7条で会議の非公開、第8条で守秘義務について追加するものです。

2ページをお願いします。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしています。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第2号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号を文教厚生委員会に付託します。

日程第6. 議案第3号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第3号町道路線の認定及び変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第3号町道路線の認定及び変更についてでございます。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙町道路線を認定及び変更したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定及び変更の必要が生じたので提案するものでございます。

今回、路線の認定は1路線、変更は2路線でございます。

2ページをお願いします。

認定路線についてでございます。図面番号1、路線番号、その他の町道、708号、路線名、大塚12号線、延長57.8メートル、これは民間開発行為の宅地分譲において公衆用道路として寄附を受けた道路について一般公共道路として新規認定を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

変更路線についてでございます。図面番号2、路線番号、その他の町道、485号、路線名、植木・粕屋線、延長418.7メートルを113.6メートルへの変更。他1件、計2件の変更でございます。この2路線につきましては、県道及び町道の改良工事により、起点、終点、延長、幅員を変更するものでございます。以上の路線図を4ページから6ページに添付しております。

以上、御審議方、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第3号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第4号

○議長（松山 力弥）　日程第7、議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊）　議案書の1ページをお願いします。

議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度、須恵町の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,998万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を120億1,456万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

第3条で、繰越明許費の追加は、第3表繰越明許費補正による。としています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。年度末の補正でございますので、町税、国県補助金、町債など決定額あるいは見込みで増減補正を全体的に計上しております。

主なものを申し上げます。

1款1項町民税は、決算見込みにより1億2,700万円、2項、固定資産税は5,500万円の増額補正しております。

10款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして3億1,368万4,000円を増額補正しております。

13款2項手数料は、塵芥手数料などの決算見込みにより2,130万円の減額補正。

14款1項国庫負担金及び2項国庫補助金は、決定額により増減額補正。

15款1項県負担金及び2項県補助金につきましても、決定額により増減額補正をしております。

3項委託金は、衆議院議員総選挙事務委託金及び県知事・県議補欠選挙事務委託金で681万7,000円の増額補正です。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金及び自然教育林基金繰入金の決算見込みにより5億1,958万4,000円の減額補正をしております。

3ページをお願いします。

19款1項繰越金は、前年度繰越金2,041万5,000円の全額を補正しております。

20款3項雑入は、918万7,000円の増額補正で、新市町村振興宝くじ交付金709万2,000円などの増額がございます。

21款1項町債は、契約額決定による減額により9,830万円の減額補正です。

続いて、4ページ、歳出です。

歳出につきましては、各費目ともに決算見込みにより増減額補正を行っております。主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費4億4,323万9,000円の増額は、財政調整基金及び減債基金の増額のほかに各費目の決算見込みによる増減額補正によります。

3款1項社会福祉費1億2,437万9,000円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金2,456万2,000円、介護保険事業7,614万9,000円などを減額補正しております。

4款2項清掃費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減などで7,898万2,000円の減額補正です。

7款1項商工費は、小規模事業者応援給付金事業の決算見込みにより880万円の減額補正です。

8款5項下水道費は、公共下水道事業特別会計繰出金が3,753万円の減額補正です。

5ページをお願いします。

10款1項教育総務費は、新型コロナウイルス対応教育環境支援事業など5.306万7,000円の減額です。

10款5項社会教育費は、文化会館、舞台照明改修工事請負費の決算見込みなどにより9,038万8,000円の減額です。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正です。変更が7件で、全て限度額の変更です。起債方法、利率、償還方法の変更はございません。

7ページをお願いします。

第3表繰越明許費補正。追加が3件で、合計1,091万8,000円を次年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第4号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整がでておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時01分休憩

午前11時14分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ204万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,136万8,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。
2ページをお願いします。

まず歳入です。

1款1項国民健康保険税954万円の増額は、決算見込みによるものです。

4款1項県補助金825万3,000円の増額は、特別交付金の交付決定通知による県繰入金

の増額によるものです。

5款1項他会計繰入金2,456万2,000円の減額は、その他一般会計繰入金の減額によるものです。

6款1項繰越金687万6,000円の増額は、前年度の繰越金です。

7款1項延滞金、加算金及び過料100万円の増額は、国保税滞納延滞金の収入済額により補正しております。

3項雑入94万円の増額は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによる増額です。

継まして、3ページ、歳出です。

1款1項総務管理費7万1,000円の減額は、負担金補助及び交付金の決算見込みによるものです。

6款1項保険事業費180万円の増額は、第三者行為求償事務委託料の決算見込みによる増額補正です。

8款1項償還金及び還付加算金31万8,000円の増額は、令和2年度保険者努力支援交付金超過分の返還によるものです。

以上でございます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号を文教厚生委員会に付託します。

日程第9. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第6号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第6号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでござります。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,670万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料33万2,000円の減額は、令和4年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。

3款1項他会計繰入金184万円の減額は、事務費繰入金及び広域連合から通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。

4款1項繰越金1,798万1,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,572万4,000円を含めたところの補正でございます。

5款1項延滞金、加算金及び過料8万8,000円の増額は、決算見込みによる補正でございます。

4項雑入80万8,000円の増額は、前年度事務費負担金の返還金でございます。

次に、歳出です。

3ページをお願いします。

1款1項総務管理費20万円の減額は決算見込みによるものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,690万5,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第7号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予

算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稻永上下水道課長。

○上下水道課長（稻永 勝章） おはようございます。

議案第7号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の10ページをお願いします。

令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,225万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,768万2,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしています。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項負担金、補正額2,600万円の増額補正は、決算見込みによる受益者負担金の増額です。

2款1項使用料、補正額1,430万円の減額補正は、決算見込みによる下水道使用料の減額です。

4款1項財産運用収入、補正額4万1,00円の増額補正は、決算見込みによる基金利子の増額です。

5款1項他会計繰入金、補正額3,753万円の減額補正は、一般会計繰入金の收支調整による減額です。

6款1項繰越金、補正額673万4,000円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

8款1項町債、補正額2,323万円の減額補正は、下水道事業債の工事量の減に伴う減額です。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款1項総務管理費、補正額1,079万3,000円の減額補正は、多々良川流域下水道維持管理費負担金、水洗化工事補助金などの減額分と下水道施設整備基金積立金の増額分の差引きによる減額です。

2款1項下水道事業費、補正額2,786万6,000円の減額補正是、委託料負担金、補助及び交付金などの不用額による減額です。

3款1項公債費、補正額359万6,000円の減額補正是、町債の利率見直し等による減額です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,312万円を2,000万円に変更、これは令和3年度流域下水道建設費の確定による減額です。多々良川流域関連公共下水道分、限度額1億9,150万円を1億7,330万円に変更、これは工事量の減による減額です。公営企業会計適用債限度額730万円を540万円に変更、これは対象事業減による減額です。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第8号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稻永上下水道課長。

○上下水道課長（稻永 勝章） 議案第8号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ20万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,573万7,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしています。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項分担金、補正額17万9,000円の増額補正は、決算見込みにより受益者負担金の増額です。

3款1項他会計繰入金、補正額163万5,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

4款1項繰越金、補正額305万円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

6款1項町債、補正額180万円の減額補正は、対象事業額の減による減額です。

3ページをお願いします。

歳出です。

3款1項公債費、補正額20万6,000円の減額補正は、町債の利率見直し等による減額です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。1、変更、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,130万円を2,120万円に変更。公営企業会計適用債限度額470万円を300万円に変更。どちらも対象事業の減による減額です。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稻永上下水道課長。

○上下水道課長（稻永 勝章） 議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるもの

です。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和3年度須恵町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおりを補正するものです。

収入、第1款第1項営業収益、補正額1,970万円の増額補正是水道使用料の決算見込みによる増額です。

支出、第1款第1項営業費用、補正額4,600万6,000円の減額補正是、主に原水及び浄水費の受水費及び委託料の決算見込みによる減額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項負担金、補正額1,100万円の減額補正是、水道管移設補償に伴う工事負担金の減額です。

支出、第1款第1項改良費、補正額1,940万円の減額補正是、排水管等施設改良に伴う工事請負費の工事量の減による減額です。

2ページをお願いします。

第4条、予算、第6条を第7条とし、第5条を第6条に繰下げ、第4条の次に、次の1条を加える。「第5条債務負担行為、債務負担行為をすることができる事項。水道メーター検針業務委託、期間令和4年度、限度120万円と定める」。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由として、須恵町都市計画基本方針策定委員会の位置づけの見直しを行い、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページと3ページをお願いします。

この条例は、第1条から第10条で構成されており、都市計画基本方針、いわゆる都市計画マスタープラン策定委員会の設置について、必要事項を定めております。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町課設置条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしまして、ふるさと応援寄附金事業の推進及び複雑、多様化する教育課程に適切に対処することを目的とした機構改革を実施するに当たり、必要な体制の整備を図るため、当該条例等の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

内容といたしましては、機構改革に対応した課名の変更でまちづくり課をまちづくり課とふるさと応援課に、子ども教育課を学校教育課と子育て支援課に分割いたします。

2ページをお願いいたします。

この条例は3条立てとなっておりまして、分割後の課名への変更が必要な条例について改正を行っております。

3ページをお願いいたします。

第1条関係で、ふるさと応援課を追加しております。ちなみに、子育て支援課につきましては須恵町教育委員会事務局組織規則での改正となります。

4ページ、5ページの第2条関係、第3条関係におきましては、子ども教育課の分割により課名の変更が必要な条例の改正をしております。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしています。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第12号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第12号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としましては、須恵町附属機関に須恵町農業振興地域整備促進協議会、須恵町都市計画基本方針策定委員会及び民生委員推薦会を追加し、所要の条文整備を行うため、提案するものでございます。

4ページの新旧対照表をお願いします。

内容につきましては、本条例の別表に須恵町農業振興地域整備促進協議会、須恵町都市計画基本方針策定委員会及び5ページのほうになりますが、民生委員推薦会を追加し、別表に記載する附属機関の名称を根拠となる例規の掲載順に整理し直すなど、条文の整備を行うものでございます。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としましては、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額の規定の見直しを行い、所要の条文整備を行うため提案するものでございます。

内容といたしましては、特別職非常勤職員につきましては、これまで報酬を含めたところで費用弁償として支払うケースがありましたが、本来、特別職非常勤職員に対しましては報酬を支払わなければならない旨の規定が地方自治法第230条の2にあるため、本条例の報酬の支給規定を整理し、また、出張する場合の旅費の支給額を町長等の旅費の規定に合わせるよう改正するものでございます。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしています。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、須恵町立れいんぼー保育園及び須恵町立認定こども園アザレア幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

内容としましては、別表第2、級別標準職務分類表から保育士に関する職務名を削除し、幼稚園長補佐、幼稚園長等の職務名を園長に変更するものです。

また、6級に規定している困難業務を要する保育所長及び幼稚園長の職務については、実際は園長を監督する立場として課長職があるため、6級から園長の職を削除するものでございます。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。提案理由としまして、ふるさと応援基金を活用し、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりをより一層推進するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正の主な内容としましては、社会情勢等に迅速に対応できる体制を構築し、より幅広く寄附

者の意向を反映することができるようするために改正前の条文中、事業、第2条を削るもので
す。削りました事業につきましては、要綱において事業を規定いたします。

その他、処分の規定を追加することに伴い、所要の条文整備を行っております。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ
りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託した
いと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付
託します。

日程第19. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する條
例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する
法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、当該条例
の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から地方税法施行令の一部が改正され、國
民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額について、当該未就学児の被保険者均等割額に
10分の5を乗じて得た額を減額することになります。

なお、低所得世帯に係る保険税の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額した場
合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額することとな
ります。あわせて、法律等の改正内容に合わせた用語の改正を行うものでございます。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ
りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号を文教厚生委員会に付託したいと

思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号を文教厚生委員会に付託します。

日程第20. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、須恵町立れいんぼー幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

別表3における須恵町立れいんぼー幼稚園の名称と位置の須恵町大字旅石523番地を削除するものです。令和4年度からの民営化により、れいんぼー幼稚園が町立園でなくなることから改正するものです。

戻っていただきて、2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託します。

日程第20. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定につい

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定についてでございます。

須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、須恵町立れいんぽー保育園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例を廃止する必要が生じたので提案するものでございます。

令和4年度の民営化により、須恵町立の保育所がなくなることから廃止するものです。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託します。

日程第21. 議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本子ども教育課長。

○子ども教育課長（吉本 孝治） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定についてでございます。

須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、須恵町立認定こども園アザレア幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例を廃止する必要が生じたので提案するものです。

令和4年度の民営化に伴い、須恵町立の認定こども園がなくなることから、廃止するものです。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第19号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りします。昼食休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

昼食休憩後、全員協議会を13時から開催しますので、特別会議室に御集合ください。

なお、本会議の再開は13時30分といたします。休憩に入ります。

午前11時59分休憩

午後1時25分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、安河内教育長より都合により午後から欠席する旨の届出があっておりまので、御報告いたします。

日程第23. 議案第20号

○議長（松山 力弥） 日程第23、議案第20号須恵町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第20号須恵町教育委員会教育長の任命について。

須恵町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

住所、福岡市東区馬出五丁目36番17号、氏名、猪股清貴、生年月日、昭和36年4月20日、60歳、任期、令和4年4月1日より令和6年6月30日まで。

提案理由といたしましては、現教育長の安河内文彦氏が3月31日をもって辞職するため、その後任について提案するものでございます。

猪股清貴氏の経歴については、次のページにつけておりますので御参照ください。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第20号須恵町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第24. 議案第21号

日程第25. 議案第22号

日程第26. 議案第23号

日程第27. 議案第24号

日程第28. 議案第25号

日程第29. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第24、議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第25、議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第26、議案第23号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第27、議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第28、議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第29、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第21号について、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和4年度一般会計歳入歳出予算書で説明をいたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ116億4,000万円と定める。前年度と比較しますと12億3,000万円、11.8%の増となっております。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は第2表地方債

による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為による。

一時借入金、第4条で一時借入金の借入れの最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で給料、職員手当等の人事費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表歳入歳出予算をお願いします。

歳入予算額の中から構成比が大きいものから順に3つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します1款町税は31億1,483万7,000円、歳入全体の26.8%で、対前年度比2億3,940万7,000円で、率で8.3%の增收を見込んでおります。

次の8ページをお願いします。

10款地方交付税は19億7,200万円、歳入全体の16.9%で、対前年度比3,500万円、率で1.7%の減となっております。これは町税が增收となること、それから、幼保民営化に伴い社会福祉費及び教育費の基準財政需要額が減となるため減額を見込んでおります。

14款国庫支出金は16億4,876万8,000円、歳入全体の14.2%で、施設型給付費等国庫負担金や新型コロナウイルスワクチン接種関連国庫補助金等の増により、対前年度比5億1,415万6,000円、率で45.3%の増となっております。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算の57.9%となります。

その他、対前年度比較で大きく増加しているところを申し上げます。

5款株式譲渡所得割交付金1,500万円、対前年度比1,100万円、率で275.0%の増です。

6款法人事業税交付金3,900万円、対前年度比1,300万円、率で50.0%の増。

18款繰入金6億1,100万5,000円、対前年度比7,940万円で、率14.9%の増でございます。

9ページをお願いします。

21款町債10億4,300万円、対前年度比3億460万円、率で41.3%の増でございます。

以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源といわれます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は50.4%、3.6ポイント減少しております。

次に、10ページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は41億1,584万円、歳出全体の35.4%となっております。

対前年度比較は2億7,326万7,000円、7.1%の増となります。障害者支援費・自立支援給付費や幼保民営化による保育実施負担金の増など大きな要因となっております。

次に、2款総務費23億4,880万7,000円、歳出全体の20.2%となっています。対前年度と比較しまして8,963万4,000円で4.0%の増となります。共同調達パソコンリース料や自治体クラウドサービス更新業務委託料などが増になっております。

次に、10款教育費18億8,463万9,000円、歳出全体の16.2%となっています。対前年度比較6億7,651万3,000円、56.0%の増となります。第三幼稚園（仮称）の建築工事請負費や文化会館舞台吊物改修工事請負費などで大幅に増加をしております。

次に、4款衛生費12億7,169万円、歳出全体の10.9%となっています。対前年度比較1億9,584万6,000円、18.2%の増でございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業などが増加しております。

次に、歳出予算を性質別で見て構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まず、物件費、28億4,327万4,000円、歳出全体の24.4%となっております。新型コロナウイルスワクチン接種事業のほかに共同調達パソコンリース料、ICT環境整備備品購入費、自治体クラウドサービス更新業務委託料、行政手続オンライン申請管理システム導入業務委託料、地球温暖化対策実行計画策定業務料などが増加しております。前年度と比較しまして1億7,231万9,000円、6.5%の増額でございます。

次に、扶助費25億5,240万5,000円、歳出全体の21.9%となっております。障害者支援費、自立支援給付費、保育実施負担金が増加しています。前年度比較5億7,092万1,000円、28.8%の増額です。

次に、人件費14億1,059万1,000円、歳出全体の12.1%となっています。幼保民営化による会計年度任用職員数の減のため1億5,698万5,000円、10.0%の減額です。

次に、繰出金13億9,115万1,000円、歳出全体の12.0%です。国民健康保険特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金が減っております。前年度比較615万9,000円、0.4%の減となっております。

次に、12ページ、第2表地方債でございますが、地方債は10件、限度額の合計は10億4,300万円です。起債の方法は証書借り入れ、利率は4.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

13ページをお願いします。第3表債務負担行為は6件、限度額の合計は11億6,230万2,000円、期間については記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第22号及び議案第23号について、百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和4年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億300万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該部分の金額は、第1表歳入歳出予算によるとしています。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税5億4,366万1,000円、対前年度と予算額比較で1,246万1,000円、2.3%の増でございます。令和4年度平均被保険者見込み数と令和3年中の所得により試算を行っております。

4款1項県補助金22億1,154万1,000円、対前年度比較で0.2%の減でございます。こちらは保険給付費等県交付金で、町が行う医療費に必要な費用を県が交付するものでございます。

5款1項他会計繰入金2億4,430万3,000円、対前年度比較9.7%の減になります。主に、法定外の一般会計繰入金の減額によるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いします。

主なものを申し上げます。1款総務費1,912万8,000円、対前年度比較37.7%の減です。人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための電算システム改修費などの事務費でございます。

2款保険給付費21億658万2,000円、対前年度比較0.7%の減です。1項の療養費、2項の高額療養費が主なものですが、被保険者が減少傾向にあるのに対しまして1人当たりの医療費は増加すると見込まれます。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,846万2,000円、対前年度比較0.8%の増です。県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内の市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療水準や所得水準、年齢構成などによって県から算定された額を納付するものでございます。

6款保険事業費3,562万円、対前年度比較2.9%の増です。いずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための保険事業予算と特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は、以上でございます。

続けて、議案第23号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は1ページでございますが、このまま令和4年度特別会計歳入歳出予算書で説明させていただきます。

予算書の55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億1,000万円と定める。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

次の57ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものを申し上げます。1款1項後期高齢者医療保険料2億8,830万円、対前年度比較5.7%の増でございます。こちらは福岡県後期高齢者医療広域連合が試算しました金額を計上しております。

3款1項他会計繰入金2億2,007万8,000円、対前年度比較9%の増でございます。

人件費を含む事務費にかかります繰入金と保険料軽減分に相当します保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の58ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費1,594万5,000円、対前年度比較33.6%の増で、職員人件費が主なものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億9,153万6,000円、対前年度比較6.3%の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納しましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、令和4年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第24号から議案第26号までについて、説明を求めます。稻永上下水道課長。

○上下水道課長（稻永 勝章） 特別会計歳入歳出予算の87ページをお願いいたします。

議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について。

令和4年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億4,500万円と定めるものです。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表の地方債により説明いたします。

債務負担行為、第3条債務負担行為をする行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為で説明いたします。

89ページをお願いいたします。

歳入です。

主なものといたしまして、1款分担金及び負担金1項負担金815万円、前年度比37.7%の減は、供用開始面積の減によるものです。

2款使用料及び手数料1項使用料3億1,210万円、前年度比2.3%の減は前年度実績による減を見込んでいます。

3款国庫支出金1項国庫補助金8,790万円、前年度比3.4%の増は管渠築造工事等の増によるものです。

5款繰入金1項他会計繰入金3億1,340万1,000円、前年度比7.2%の減です。

2項基金繰入金2,233万7,000円、前年度比5.1%の減は、平成30年度、（令和30年度）に積み立てた基金から当該年度の令和4年度分を繰り入れるものです。

8款町債1項町債4億110万円、前年度比13.6%の増は流域下水道建設費等の増によるものです。

90ページをお願いします。

歳出です。

主なものといたしまして、1款総務費1項総務管理費2億3,293万3,000円、前年度比11.3%の減は多々良川流域下水道維持管理費負担金の減によるものです。

2款下水道事業1項下水道事業費4億377万6,000円、前年度比12.7%の増は、工事請負費等の増によるものです。

3款公債費1項公債費5億758万3,000円、前年度比0.5%の減は償還利子の減によるものです。

91ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額2,830万円、多々良川流域関連公共下水道分2億380万円、資本費平準化債公共下水道分

1億450万円、資本費平準化債流域下水道分1,490万円、特別措置分4,060万円、公営企業会計適用債900万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

92ページをお願いします。

第3表、債務負担行為、事項、下水道資産評価整理事務委託、期間令和4年から令和5年度、限度額260万円、事項、下水道企業会計システム導入業務委託、期間令和4年度から令和5年度、限度額550万円。共に令和6年4月からの公営企業化に付随する事業でございます。

続きまして、特別会計歳入歳出予算の127ページをお願いいたします。

議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について。

令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計の予算は次の定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6,500万円と定めるものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

地方債、第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表の地方債により説明いたします。

債務負担行為、第3条債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為で説明いたします。

129ページをお願いします。

歳入です。

主なものといたしまして、2款使用料及び手数料1項使用料632万5,000円、前年度比2.2%の減は、前年度実績による増を見込んでおります。

5款繰入金1項他会計繰入金3,786万6,000円、前年度比10.9%の減です。

6項町債1項町債2,080万円、前年度比20%の減です。

130ページをお願いします。

歳出です。

主なものといたしまして、1款1項総務管理費90万5,000円、前年度比72.9%の減は、委託料の減によるものです。

2款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1,390万3,000円、前年度比5.4%の減は、委託料の減によるものです。

3款公債費1項公債費4,934万1,000円、前年度比12.2%の減は、償還元金の減によるものです。

131ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,000万円、公営企業会計適用債、限度額80万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

132ページをお願いします。

第3表、債務負担行為、事項、集落排水資産評価整理業務委託、期間、令和4年度から令和5年度、限度額180万円、これも令和6年度4月からの公営企業会計に付隨する事業でございます。

以上です。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算について。

第1条、令和4年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予算量は次のとおりとする。1、給水戸数1万1,000戸、前年度比と同数です。2、年間総水量283万6,000立方メートル、前年度比1.6%の増の見込みです。3、年間有収水量271万9,000立方メートル、前年度比1.4%の増の見込みです。4、1日平均水量7,769立方メートル、前年度比1.6%の増の見込みです。5、建設改良事業費1億3,304万8,000円、前年度比10.9%の増の見込みです。これは、配水施設の改良費の増によるものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益6億8,710万8,000円、前年度比5.8%の増、これは営業収益のうち給水収益の増によるものです。

支出、第1款水道事業費5億9,439万9,000円、前年度比0.3%の増、これは営業用費のうち浄水費の委託料、材料費等の増によるものです。

4ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入3,550万円、前年度比31.5%の増、これは、配水管等施設改良工事に伴う負担金の増です。

支出、第1款資本的支出2億679万4,000円、前年度比9.1%の増、これは、配水施設改良に伴う工事請負費の増によるものです。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,129万4,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするとしております。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。1、職員給与費7,960万6,000円、前年度比7.8%の減は、人事異動によるものです。2、公債費10万円、前年比と同額です。

第6条、棚卸資産購入限度額は700万円と定める。これは量水器の購入の限度額でございます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第21号から議案第26号までについては先ほど設置した予算審査特別委員会に付託することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第26号までは予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

日程第30. 諒問第1号

○議長（松山 力弥） 日程第30、諒問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諒問第1号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものでございます。

住所、須恵町大字上須恵776番地3、氏名、岡本省二、生年月日、昭和30年1月1日67歳、任期、令和4年7月1日から令和7年6月30日まで。

提案理由の説明といたしまして、人権擁護委員、岡本省二氏が令和4年6月30日をもって任期満了のため、再任を提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、諒問第1号について採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諒問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

日程第31. 発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第31、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平

和を求める決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 議案書の1ページをお願いします。

発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議についてでござります。

この議案について別紙のとおり須恵町議会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、武力行使の即時停止と軍の完全撤退を求め、恒久平和を実現するため提案するものです。

2ページに決議の内容を示しており、ロシア政府に対し、誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを求めるものです。詳細については、全員協議会で説明しておりますので割愛させていただきます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略し、これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第1号について採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、私、議長より決議書を読み上げさせていただきます。

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている最中、ロシア軍は去る2月4日早朝、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの侵攻を開始した。そして、首都キエフへの攻撃を開始するなど、ウクライナ全土への軍事攻撃を行い、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。よって、本町議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議と非難の意を表明するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全かつ無条件で撤退すること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月2日

須恵町議会。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月7日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後2時04分散会

令和4年 第1回（定例）須恵町議会会議録（第2日）

令和4年3月7日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和4年3月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第 2号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 2 議案第 3号 町道路線の認定及び変更について
日程第 3 議案第 4号 令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）
日程第 4 議案第 5号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 5 議案第 6号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第 7号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 7 議案第 8号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 8 議案第 9号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 2 議案第 3号 町道路線の認定及び変更について
日程第 3 議案第 4号 令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）
日程第 4 議案第 5号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 5 議案第 6号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第 7号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 7 議案第 8号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 8 議案第 9号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）
-

出席議員（13名）

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稻 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	8番	世 利 孝 志
9番	三 角 栄 重	10番	猪 谷 繁 幸
11番	田 ノ 上 真	12番	田 原 重 美
13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稻永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稻永勝章	税務課長	合屋真由美
福祉課長	今泉英明	都市整備課長	世利昌信
地域振興課	平山幸治	まちづくり課長	吉川聰士
社会教育課長	安河内ひとみ	会計管理者	横山剛
住民課長	百田敦	子ども教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

昨日、福岡県は、まん防が解除されたわけでございますけれども、非常に新規感染者が減らないということでございますけども、須恵町においても小学校の学級閉鎖とかあってますけども、今大体聞いたところによりますと、子どもさんが約50人が陽性になっていると。学校においてはクラス閉鎖もありますけども、ないところもあるということで、そこまでしか私も今日報告していませんけども。役場の職員についても3人ぐらいの陽性者がいるみたいでございます。しかし、業務には支障がないということでございますので、今後ともマスク着用等、予防には皆さんも徹底していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、須恵町予防接種健康被害調査委員会を組織する委員の構成員の見直しを行い、必要な事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、委員会が必要であると認めたとき、委員以外の者の出席を求め、その者から意見または説明を聞くことができる事が条文の追加、また、現状に合った委員会運営ができるように構成メンバーの見直し及び決定方法などの改正を行うものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。

第2条中の指示を要請に、及び助言を報告等に、第3条第1項中の委員5人を委員5人以内に、同条、2項第1号中、須恵町長を粕屋医師会の推薦する医師3人に、同項第2号中、粕屋医師会長を管轄保健所属職員2人以内に改め、同項第3号及び第4号を削除します。

第5条中、第3項中、出席委員全員の合意による出席委員の半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによるに改め、新たに第6条で委員以外の出席、第7条で会議の非公開、第8条で守秘義務について3条を追加し、改正前の第8条の見出し中、町長へのを削ります。また、第3条の追加による条ずれによる改正です。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、改正後には委員から町長が削除されているのはなぜかとの質疑に、委員会を開いて、委員会の調査結果を町長に報告するのだが、町長が委員会を招集して、町長が委員会に入り、町長がこの委員会の調査結果を町長に報告することは現状に合わないこと。また、委員会の中では医療的な調査を行っており、要請が入ってもなかなか意見が言えない状況にあることからとの答弁がありました。

委員会の所属事務として助言を報告等に改正しているが、助言はしてもらわなくていいのかとの質疑に、委員会は調査として報告書を町長に提出し、町長は最終的には県を通じて国へ伝達するので、助言という表現が実際の業務にそぐわないため、報告等に改善するとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第3号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第3号町道路線の認定及び変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第3号町道路線の認定及び変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定及び変更の必要が生じたので提案するものです。

今回の路線の認定は1路線、変更は2路線です。

2ページをお開きください。

開発行為の宅地分譲において、公衆用道路として寄附を受けた大塚12号線を一般公共道路として新規認定するものです。

また、3ページは、県道筑紫野・古賀線改良工事により、植木・粕屋線を町の道路改良工事により道塚線をそれぞれ変更するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第3号町道路線の認定及び変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,998万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億1,456万8,000円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表歳入歳出補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

繰越明許費の補正、第3条、繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」によるとしています。

予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。

質疑として、歳入においてブロック塀等撤去費県補助金減額補正についての質疑では、申請がなかった、申出があれば調査し、診断票でチェックして、40点以上で補助対象となるとの答弁でした。

現年度分児童福祉施設費請負費わかすぎの杜保育園は減額補正になり、歳出のわかすぎの杜保

育園保育実施委託料は、増額補正となっているのはなぜかとの質疑では、歳入の負担金減額はゼロ、1、2歳で算定され、申請は52名だったが、実質43名のため減額となった。歳出の保育実施委託料は、ゼロから5歳の人数で算定され、104人で予算計上していたが、実質、多い月で110人となるなど、保育実施人数が増えたため増額となったとの答弁でした。

歳出において、個人番号カード応援商品券交付金3,000万円の減額補正についての質疑では、75%で予算計上していたが、実質は60%の申請率となったためとの答弁でした。

マイナンバーカード申請において、高齢者など介護されている人や、入所、入院者の交付についての質疑では、病院入所者は証明があれば代理でよいが、申請写真は鮮明で背景がないものが必要である。今後は障害者、高齢者の少人数のところへは出張して写真などを撮り、申請していく予定であるが、病院等の入所者に関してはコロナなどの影響や許可等の問題があり、今後の課題であるとの答弁でした。

転出・転入手続ワンストップ化の対応システム改修業務委託料が補正で上がり、令和4年度に繰り越されているが、令和4年度で予算計上すればよかつたのではないかと質疑では、令和4年の2月までに国へ申請しなければならなかつたため、補正で計上しておりますとの答弁でした。

空き家等解体工事請負費950万円の減額補正についての質疑では、今年度、長屋にお住まいのA、B、Cの3軒の解体を目指していたが、両端AとCは寄附され工期完了しているが、中央のBについてはA、Cも含め購入したいとの希望があり、遅れているとの答弁でした。

学校と施設抗菌ウイルスコーティング委託料において、コーティングした場所の質疑があり、小中学校教室全面と、保育所、学童においてはトイレも含んだコーティングをしているとの答弁でした。

第三小学校備品購入についての質疑では、クラス増により備品購入の増額ですとの答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第4号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第5号

○議長（松山 力弥）　日程第4、議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重）　議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ204万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,136万8,000円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は次のページの「第1表歳入歳出補正」によるとしています。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税954万円の増額は決算見込みによるもの。4款1項県補助金825万3,000円の増額は特別交付金の交付決定通知による県繰入金の増額によるものです。

5款1項他会計繰入金2,456万2,000円の減額です。主に8ページ、9ページ、その他的一般会計繰入金の減額によるものです。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は100万円の増額です。3項雑入94万円の増額は一般被保険者第三者納付金の一般被保険者未納金の決算見込みによるものです。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費7万1,000円の減額は、国民健康保険団体連合会負担金の減額によるものです。

6款1項保健事業費180万円の増額は、第三者行為求償事務委託料の決算見込みによる増額補正です。

8款1項償還金及び還付加算金31万8,000円の増額は、保険給付費同交付金返還金で令和2年度の保険者努力支援交付金超過分返還によるものです。

質疑として、歳入特別交付金の県繰入金（2号分）の増額理由で、特定保健指導の実施率が上がったとのことだが、昨年に比べ上がったのか、また、どれくらい上がったのかのかの質疑に、県繰入金の対象は令和元年度と令和2年度の比較で、令和元年度に対して令和2年度の特定保健指導の実施率が上がったことによるものである。また、実施率は20%が46%に上がったとの報告がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第6号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第6号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,670万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第1表歳入歳出補正予算」によるものとしています。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料567万8,000円の減額は、令和4年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによるものです。

3款1項他会計繰入金184万円の減額は、一般会計繰入金の事務費繰入金は決算見込みによるもの。保険基盤安定繰入金は福岡県後期高齢者医療広域連合からの確定数値によるものです。

4款1項繰越金1,798万1,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,572万3,000円を含めたところの補正です。

5款1項延滞金、加算金及び過料8万8,000円の増額は、決算見込みによるものです。

8ページ、9ページをお開きください。

4項雑入80万8,000円の増額は、前年度事務費負担金の返還金です。

次に歳出です。10ページ、11ページをお開きください。

1款1項総務管理費20万円の減額は、決算見込みによるものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,690万5,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第6号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第6号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第7号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第7号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,225万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,768万2,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしています。

4ページをお開きください。

地方債補正の変更は限度額のみ、多々良川流域下水道建設費負担金分2,310万円を2,000万円に、多々良川流域関連公共下水道分1億9,150万円を1億7,330万円に、公営企業会計適用債730万円を540万円にそれぞれ減額するものでございます。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入です。主なものは、1款1項1目公共下水道事業費負担金2,600万円の増額補正は、

決算見込みによるもの。

2款1項1目下水道使用料1,430万円の減額補正は、決算見込みによるもの。

5款1項1目一般会計繰入金3,753万円の減額補正は、収支調整によるもの。

6款1項1目繰越金673万4,000円の増額補正は、前年度繰越額の確定によるものです。

8ページ、9ページをお願いします。

8款1項1目下水道事業債2,320万円の減額補正は、対象事業費の減に伴うもので、4ページ、事業債補正で説明したとおりでございます。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出です。主なものは、1款1項1目一般管理費3,336万円の減額補正は、令和3年度負担金額の確定によるもの。同3目、下水道施設整備基金費2,256万7,000円の増額補正は、受益者負担金の前納分です。

2款1項1目公共下水道事業費2,270万6,000円の減額補正は、関連工事量の減に伴うものです。

12ページ、13ページをお願いします。

3款1項2目利子357万6,000円の減は、町債の利率変更等によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第7号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第8号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第8号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,573万7,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしています。

4ページをお開きください。

地方債補正は限度額のみの変更です。資本費平準化債2,130万円を2,120万円に、公営企業会計適用債470万円を300万円にそれぞれ減額するものです。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入です。主なものは、3款1項1目一般会計繰入金163万5,000円の減額補正是、収支調整によるもの。

4款1項1目繰越金305万円の増額補正是、前年度繰越額の確定によるもの。

6款町債180万円の減額補正是、対象事業費の減に伴うもので、4ページ、事業債補正で説明したとおりでございます。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出です。3款1項公債費20万6,000円の減額補正是、利率変更等による減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収支及び第3条の資本的収支については、実施計画内訳書にて説明いたします。

2ページをお願いします。

皆さんお手持ちのタブレットの開き方ですけど、右下の表紙あり、なしという部分があると思いますけど、表紙ありにしたらきれいに出ると思うのですが、そのようになっているか一応御確認いたします。よろしいですか。じゃあ、続けさせていただきます。

2ページをお願いします。

第4条で第5条に債務負担行為を加えるとしております。

3ページ、4ページをお願いします。

収益的収入及び支出です。

収入の主なものは、第1款水道事業収益第1項営業収益第1目給水収益、補正額1,920万円の増額補正是、主に営業用、公用の決算見込みによる増額です。

支出の主なものは、第1款水道事業費第1項営業費用第1目原水及び浄水費3,883万7,000円の減額補正是、それぞれ執行残によるもので、特に受水費は粕屋町への融通の影響で1,900万円の減額となっております。

5ページ、6ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

収入の主なものは、第1款資本的収入第1項第1目負担金、補正額1,100万円の減額は、下水道管敷設関連工事の減に伴うものです。

支出の主なものは、第1款資本的支出第1項改良費第2目排水施設改良費、補正額1,940万円の減額補正是、工事請負費の執行残によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月8日午前9時から行います。

本日はこれで散会します。

午前10時39分散会

令和4年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

令和4年3月8日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和4年3月8日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(13名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稻永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	8番	世利孝志
9番	三角栄重	10番	猪谷繁幸
11番	田ノ上真	12番	田原重美
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稻永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稻永勝章	税務課長	合屋真由美
福祉課長	今泉英明	都市整備課長	世利昌信
地域振興課	平山幸治	まちづくり課長	吉川聰士

社会教育課長	安河内ひとみ	会計管理者	横山剛
住民課長	百田敦	子ども教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

会議を開く前に、今日8時前、KBCの今、ふるさとWishとあっていますけども、宇美町と須恵町が今週なつたるわけでございますけども、町民の皆様がインタビューで「山々で子どもがいなか」と言われた瞬間、写った画面が佐谷、田舎。それも私の田んぼが写って、非常にショックを受けたわけでございますけども、でも、いい風景であって、やっぱりこれが須恵町のいいところかなと私は思いました。そういうことで、今日、私は晴れ晴れしておりますので、皆さん的一般質問もよろしくお願ひします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申合せにより、質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

順番に発言を認めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。6番、川口満浩です。

許可を頂きましたので、一言だけ申し上げたいと思います。先月、ロシアがウクライナに侵攻し戦場となり、本議会でもロシア軍への強い抗議文が決議されました。いかなる理由があろうと、人の命を奪つていい理由などどこにもありません。世界中から、日本中から非難の声が上がってきます。一日でも早く終わることを願うばかりです。

それでは、通告に従いまして、令和4年最初の質問をさせていただきます。

本日、私はスポーツを通して輪を広げてはについてお尋ねします。

東京・北京オリンピックが開催され、国際的にスポーツに対する関心が高まっています。須恵町も昭和40年代中期以降、町民が熱い思いで住みよいまちづくりを考え、取り組み、長きにわたり伝統あるスポーツ行事が育ち、多くの町民が喜び楽しむ今日の姿があります。

近年、人々のスポーツに対する意識、運動種目の興味の変化は著しく、既存の行事が始まった時代と今は違います。若者から高齢者まで適切な運動やスポーツ実践によって健康の維持増進と融和を図り、住んでよかったと実感できるまちづくりこそがスポーツ立町を掲げる須恵町のあるべき姿ではないでしょうか。

そこで、eスポーツに関すること、スポーツ行事に関する協議の進捗状況、計画予定、ふれあい公園についてお尋ねします。

まず初めに、国際オリンピック委員会IOCは、昨年4月22日にeスポーツを競技種目とす

るオリンピックライセンスイベントを正式に発表し、オリンピックの公式競技として扱われています。以前、SUE NO B Aがスポンサーになってeスポーツ福岡大会に参加されてあります。今の子どもたちを含め、若者の興味、関心が高い一つのスポーツであり、近年は中高年にも広がりつつあるようです。世の中が変わっていく中で、eスポーツに対して取り組むことに私は賛成をします。今後、ぜひ広げていただけないでしょうか。

2つ目に、教育委員会において、少年相撲大会を除き、バレー、駅伝等を含むスポーツ行事に關し、継続、見直し、廃止、新規追加の協議が進められていると聞きました。その進捗状況、計画予定をお聞かせいただけないでしょうか。

3つ目に、佐谷の運動公園若杉の森は、多くの町民が利用し、憩いの場となっています。その広さほどではありませんが、現在、ふれあい公園では、仮設の状態で御高齢の方々が健康増進、体力維持のためグラウンドゴルフをされており、ほぼ毎日のように生き生きとプレーを楽しめています。

ふれあい公園は、開園するに当たり、現段階の施設建設予定として多目的広場、駐車場、アスレチックと聞いており、完成を心待ちにしている公園です。

そこで提案ですが、東京オリンピックで若い力が大いに發揮され話題となっているスケートボードは、その競技人口が増えていると聞きます。ふれあい公園にスケートボードができる施設を造られてはいかがですか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。川口議員のスポーツを通して輪を広げてはいう中身で3点、御質問があつてはいるわけですけれども、当町のスポーツは、議員御説明のとおり、昭和40年代中期以降に、原田昇町長の頃、当時の社会教育委員会事務局長をされていた第4代町長吉松昭幸氏がリーダーシップを取られ、当時の若者とともに自立型須恵町体育協会として、行政主導ではなく、町民主導型の自ら計画、立案、自主活動を行う生涯学習、生涯教育を理念としたすばらしい団体として、その理念は今も引き継がれ、機能していると判断しております。

構成する競技種目団体は多岐にわたり、それぞれの競技種目団体が自主運営されており、その集合体が現在のスポーツ協会であります。多くのスポーツを楽しめるすばらしいシステムであると判断しております。しかしながら、当時、積極的に活動していただいた若者が既に70代を過ぎ、80代の方もいらっしゃる状況で、また、各種競技に対する考え方も変化を遂げていく中で、変革しなければならないことは勇気を持って変革していかなければならない時期に来ていることも事実でございます。今回の御質問は、そのことに対する質問であろうと理解しております。

まず、世界のスポーツに対する考え方方が大きく変わってきたことに対して、どのように対応し、町民の方々が求めるスポーツ環境をどのように提供していくのかが、これから課題であ

ろうと判断しております。

eスポーツ、スケートボード、スノーボード、サーフィン、ハーフパイプ等々、以前だったら遊び、レクリエーションの範疇として捉えられていたものが、今では世界が認めるスポーツとしてオリンピック競技種目になるなど、我々の想像以上に世界は柔軟に対応し、大きな流れをつくりております。

教育行政においても、変換期を迎えてることは十分認識しており、スポーツ協会やスポーツ委員会、そして教育委員会、社会教育委員代表者会において、これからスポーツの在り方を検討していただきたいなと考えております。

質問事項が3つ上がっておりますので、それぞれに対する考え方を御説明申し上げます。

まず、eスポーツについてでございますが、私自身もどんな大会であるのか、大会会場に赴き見てまいりました。今では世界中を巻き込んだゲーム機を使った対戦競技であることは間違いないありません。世界中の人々が認知したコンピューターゲームで得点を争うゲームであり、老若男女が楽しめる世界であるということも間違はありません。しかしながら、当町の財政規模で、また3万人弱の町で取り組めるようなものではなく、別の見方をすると、世界を巻き込んだ商業ベース、ビッグビジネスの意味合いも強く、世界中のゲーム機メーカーが資本を投入する世界でもあります。

幸いに、福岡市天神に西日本最大級のeスポーツ施設チャレンジャーズパークがオープンしておりますので、まずは須恵町内でどれほど的人が興味を示され、大きな流れになっていくのかを見極めた上で判断していきたいと考えております。

次に、スポーツ行事の見直しの状況等についてでございますが、先に御説明申し上げましたとおり、当町のスポーツ行事は、駅伝を除いて全てスポーツ協会主催であり、大会の管理運営を各種団体が行っていますので、町が見直し、廃止、継続を判断することはございません。

ただし、町制施行記念駅伝大会のみは須恵町主催行事であり、現在、直近の2大会をコロナウイルス蔓延に伴い中止させていただきました。現在、これからも、この駅伝大会を実施していくのかについては、スポーツ協会をはじめ関係組織、団体において協議していただいております。駅伝大会の開催の是非は、各種関係団体の意見を集約し、代表の方々と会議を設けまして決定させていただきたいと考えております。

最後に、スケートボード競技場を須恵町にという御質問ですが、基本的にはそういう時代が到来しているんだろうなということは認識しております。しかしながら、これも新しいスポーツであり、今後どのように運営団体ができるのか、あるいはつくっていくのか、指導者の確保と施設管理をどうするのかなどと検討課題も多いと思っております。あわせて、競技場施設を持っている自治体、施設に確認を行ったところ、思いがけず騒音の問題、ルール無視の利用など、近隣の

住民の方々とのトラブルが頻発し閉鎖しているところもあります。施設を先に造るのではなく、そのあたりを十分に、また慎重に調査を重ねた上で、施設建設が正しいのかどうかを判断していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 今の答弁の中で、eスポーツに関することで、その辺は天神のチャレンジアーズパークと言われたと思いますけど、私、先日、eスポーツがどのようなものか、私もちょっとテレビを見るだけだったもんですから、天神のロフト8階にあります、これがチャレンジアーズパークだったかどうかあれなんですけども、eスポーツスタジアム、これを拝見してまいりました。パンフレットもちょっとこうやってもらって来た次第なんんですけども、中をちょっと見てきましたけども、先ほど町長のほうからも答弁がありました。かなりお金のかかるような施設でもあり、初期投資に関しては、なかなかすぐにできるものではないということは理解しております。

私も拝見いたしました、本当に驚くほどの設備、それから本格的にやろうとすると、先ほど言いましたように、これはなかなかすぐにできるような金額のものではないということは私も認識はしております。

そういう中で、町内で、昨年の10月に子どもたち約30人を集めまして、eスポーツの小型版的な対戦ゲーム、これを開催して大いに盛り上がっているようです。子どもたちの遊び方がまた変わりまして、その上、コロナ禍の中で行事等も減りまして、家の中にいることが多くなっているのではないかと思います。ゲームとはいえ、大人が子どもたちの集いの場をつくり、その中でコミュニケーションを取るきっかけづくりにできるのではないかというふうに私自身考えます。

このeスポーツは10代が圧倒的に多い状態で、10代、20代、あるいは中高年も徐々に今広がりつつあるというふうに聞きました。それと、オリンピックでもちょっとと言いましたけど、オリンピック競技として正式に採用されれば、須恵町からオリンピックアスリートが誕生するかもしれないなというふうにも少し頭をよぎった次第です。

なかなかあれだけの施設を造ってというのは、それはもう無理な話ですけども、先ほどちょっと子どもたちのことを言いましたけど、可能性を秘めたeスポーツ、これを小型版対戦ゲームという形でもよろしいかと思いますが、各区に提案して、子どもたちを含めたできること、できる範囲からその輪を広げてはいかがでしょうか。

それと、スケートボードの件を話をされてありました。

その前にすいません、ふれあい公園のことをちょっとお尋ねしましたけど、このふれあい公園、いつ開園されるのかを、ちょっと分かる範囲で教えていただきたいと思います。心待ちにしてお

りますので。

スケートボードに関してですけども、昨年の夏の東京オリンピックで若い選手の活躍が目立ち、中でも、先ほどのスケートボード、これは13歳の西矢桃選手が金メダル、また、最年少の12歳の開心那選手が銀メダルを取り、日本勢最年少のメダリストとなっています。

東京オリンピック以降、スケートボードの需要は非常に高まっているそうで、先ほどスケートボードの施設が閉鎖しているところもあるというお話をしたけども、ちなみに、福岡県でスケートボードができる施設は、私、ネット見ますと18か所、近いところだと古賀市スケートパーク、春日公園スケートパーク、ここがあるようです。このスケートボードを提案したのは、資料として写真も提出していますが、家の庭でスケートボードができるように手作りされている、なかなかスケートボードをする場所がないということと、小学生に人気のブレードボード、タイヤが2つついているブレードボードに乗って道で遊ぶことが多く、飛び出しや車に接触しそうになるなど、非常に危険を伴っているというふうにも聞きます。

なかなか騒音であるとかそういった問題等々もあるのかと思いますけども、若杉の森ではサッカーができる多目的広場、それと野球場等々がありまして、今度のふれあい公園に関してはそこまでの広さじゃない分、こういった施設を造ると、周りに家もありませんので、騒音関係は問題ないんじゃないかなと思います。そういった安全面も含めたことで、こういうスケートボードの施設、そういったものを造られると、他町からも楽しみにして来られるんじゃないかなと。それと、町内の子どもたちもそういうところで遊ぶところから練習するということができる施設を造っていただければと思いますので、いま一度そこをちょっとお願ひしたいんですが。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） eスポーツについては、先ほども言いましたように認識はしているんですよ。ただ、今すぐ須恵町でこれを開催とか、町のレベルでやるということは考えていない。恐らく将来的には派生していくでしょうから、その時点で教育委員会のほうで協議をさせたいなと思っています。ただ、今、手出しできる話ではないなということです。

それと、ふれあい公園については、令和4年度に設計を再設計上げまして、令和5年度に建築に入りたいなと思っております。ただ、これは、コロナ禍で2年間延伸しておりますけども、今現在、財政状況が非常に厳しゅうございますので、計画としては、今申し上げたとおりの計画でいきたいと思っておりますけども、新年度に入りまして、コロナ、あるいは経済状況、財政状況を判断した上で、さらに延伸するということもあり得ますので、なるべく造りたいと思っておりますけども、今のところそういう状況でございます。

スケートボードについては、私、造らないとは言っていないんです。あくまでも、スポーツとして捉えたときには、まずその基礎の基盤をしっかりとやって、どういった組織立てをしてス

ポーツ化していくのか。ただ、要するに競技場を造って、それだと遊びなんです。そうするとルールも何もなくて苦情が出てくると。ですから、今の段階では、須恵町の教育行政の中でその基盤というか、持っていないということです。指導者もどこから探すんだと、ルールはどうするんだ、いろんな意味で、今すぐにできる状況ではないということです。

トータルで申し上げましたように、スポーツの世界は新しい形に変わってきています。それはもう十分認識しています。だから、それを広く若い人から、10代から高齢者の人までできるような環境づくりというのは、今後必要だと思いますけども、今すぐスケートボード場を造るということが、果たして須恵町の利益になるかというと、そうはならないと判断しております。あくまでもやらないとは言っていないんですけども、まだ先に、その前にやらなければならぬことがたくさんあると思います。だから、先に飛びついた自治体は、本当に訴訟まではいっていないけども、閉鎖になったりとかいろんな問題も起きています。

おっしゃっている古賀とかいろんなところについても、山の中にあるんです。じゃあその風紀問題はどうするんだと、利用時間どうするんだ、全てにおいて非常に弱い状況で、要するに要望があったからやっているというような状況でございますので、やるんであれば、きちんとしてスポーツと捉えて、行政の中できちんとやっていくということが大切だと思いますので、先ほどの答弁を繰り返しますけども、やらないとは言っていないということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 今すぐにはやらないということで、いろいろそこら辺の計画を練つていただいて、それがスケートボードになるのかですけども、その辺のところは、ぜひとも進めていただきたいなというふうに考えます。

それと、eスポーツ、確かに大がかりでやろうというのではなくて、先ほどもちょっとと言いましたように、子どもたちレベルで言ったらちょっとあれかもしれませんけども、できる範囲のところで、ちょっと聞いたところだと、先ほど言いましたeスポーツの小型版みたいなことを言いましたけど、対戦ゲームと。それは、本体が二、三万円ぐらいしてとかという話でした。それに、コントローラーを接続して対戦すると、そういうふうなことで、その辺も一つの輪を広げるあれなのかなというふうに思います。それもコミュニケーション、そして、そういったもので子どもたちを集めてということができるのではないかというふうに考えますので、そこをいま一度、須恵町のほうでああいう大きなeスポーツの大会、施設とかというのではなくて、その辺のところから考えられることを、できる範囲のことをいま一度練つていただければというふうに考えますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと施設に関しては、先ほどもちょっとスケートボードはやらないけども、今後の一つの

課題ということになっていると思います。

これは第5次の総合計画の中にスポーツの増進ということで、町民がいつまでも元気で暮らせるようにするために、スポーツは人生の大変なパートナーということを町民が再認識し、自ら実技技能を高めていく活動を支援するとともに、町民のスポーツ活動に対するニーズの高度化、多様化に対応できる環境を整備しますとスケートボードということを提案しましたけど、今のところは、先ほども、状況と課題の中にもちょっと、より多くの人が日常生活の中でそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じていつでもどこでも、そしていつまでもスポーツに楽しむことができる生涯スポーツ社会実現が求められるというふうに載っているわけですけども、今、スケートボードはそういうことで、先ほども町長が言わされましたやらないということではないけども、いろいろ検討課題があると、今、あそこの公園、今回は一番最初に言いました多目的広場と駐車場、アスレチックというふうに聞いているわけなんんですけども、現段階というか、検討されていことがあるれば、どういうものを造っていこうというものが検討されているのがあれば、ちょっとそこをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほども言いましたように、令和4年度で計画設計も上げるということです。ですから、今ここで私が言うと、それを造るんだとなりますので、社会教育委員会、教育委員会、あるいは社会教育委員会の判断も必要でございますので、そういうことでございます。

先ほどからeスポーツのことをおっしゃっていますけども、やらないとは言っていないんです。これもスケートボードと一緒に、やはりそういった大きな流れが出来上がってくるときに、じゃあ教育行政としてどういった形で対応していくんだということが大事であって、すぐ施設を造るとか、だから今おっしゃったように、子ども会でなさってもいいし、いろんな形で自然派的にやってくる中で、これは一つの教育行政の中でやるんだというような形でいくのが正しいだろうということで、先ほどから説明しています。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） ぜひとも検討していただくこと、令和4年度で検討していただくことをぜひ進めていただきたい、できるだけ早くあそこの開園をしていただきたいと思います。

終わりに、ふれあい公園に関してのことではないんですが、公園横の道路、ここは小学生の通学路となっておりまして、新原から多くの子どもたちが利用していますが、通勤を含め多くの車がかなりのスピードを出し、非常に危険でもあります。以前、ガードレール設置の要望書は提出しましたが、公園の工事があるためということで、現状設置されていません。地域からも要望があり、子どもたちを守るためにも早期にガードレールの設置、この公園の工事とともに。

○議長（松山 力弥） 質問でしょうか。それは何ですか。

○議員（6番 川口 満浩）　いいえ、違います。

○議長（松山 力弥）　4問目になりますので。

○議員（6番 川口 満浩）　もう終わりですので。そこを今後も検討していただくということを含めて強く要望して、私の質問を終わります。

○議員（9番 三角 栄重）　9番、三角栄重です。

通告に従いまして一般質問をさせてもらいます。

人間の一番大事なポイントは衣食住ですけど、その中の食、食が一番大事ですけど、それでトイレが問題になってきます。

今やトイレは一般洋式が一般的です。今、家庭もこういう下水道工事が進みまして、和式のトイレはほとんどないというふうに感じております。須恵町も小中学校、それからアザレアホール、その他の施設では大部分が洋式化されてきましたが、一般の家庭では下水道の設備が84%以上と聞いております。これで、洋式のトイレは当たり前のこことなっております。

和式の欠点はいろいろあるんですけど、障害者及び高齢者にとっては使用が困難なケースが多くあります。前聞いた話では、和式のトイレに入って、立たれなくてボタンを押したけど、なかなか通じなかつたとかそういうことも聞いておりますので、これからはものをするのは役場の施設の関係で、洋式化するのが当たり前だろうと思いますけど、洋式化する場合でも、要するにバリアフリーになっているやつを準備していただきたいと望んでおります。

というのは、今どこに行っても、イオンに行ってもどこに行っても、みんなそういうふうになっておりますので、そういうのが普通使う、家庭でもそうでしょうけど使うのが当たり前ですの、和式であれば、これ何という感じで違和感があるだろうと思いますので、今後は洋式のトイレはバリアフリー、それからウォシュレット関係のトイレを要望したいと思います。

それから、洋式トイレの中では、人が使った後を使うのは嫌だということで、1列の中に和式トイレを1つぐらいは残すべきではないかという意見が必ずあると思いますけど、それはそういう人たちが必要ならば残しても結構ですけど、洋式であれば、ぱっと拭けば大体使えますので、私としてはできるなら洋式を全部お願いしたいなというふうには考えております。

ただ、問題は、今じゃあ要望したからすぐできるかと言ったら、それはなかなか難しかろうかと思いますので、公共の場のトイレを全て洋式化することは、予算や計画の問題で改善があるだろうと思いますし、公共施設全般の整備計画を立て、必要な予算に努めていくべきと考えています。

特に役場の中で一番問題になっていることは、西側のトイレが非常に狭くて汚いということもありますから、今、東側に新しくトイレができました。きれいになりました。確かに中に入つて

みますと非常にきれいです。ああいうトイレをまたこっち側の西側にできたら造ってほしいし、役場全体で1階から4階までは、できたら全部そういうトイレにしてほしいと思っています。要望します。

それから、町民の方々もこういう和式トイレでするとしたら、手をつかえるところも何もないです、和式トイレ。大便をする場合。そういう場合も考えて、いわゆるそういう、今の和式トイレするなら、手を添えるとか何するとかちゅう形のトイレに、少しの間はしとつてほしいなという気はしております。

そして、西側トイレは幼児の健診とか、それから健康診断とか住民健診とかいっぱいありますよね。そしたらそのときに、多くの方がお見えになります。そのときにああいうなくて、わざわざ東側に行けというふうにはちょっと距離がありますし、幼児のおしめ替えとか、それからいろんな幼児をトイレに連れていくときに距離があつては、また問題になるだろうと思いますので、できたら要望としては、西側のトイレの1階でも結構ですので、早めに洋式化をお願いしたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 三角議員、要望じやなくて質問をお願いします。

○議員（9番 三角 栄重） すいません。質問事項は、トイレの洋式化です。トイレの洋式化をどうしてもらえるかということと、それから、幾ら施設が立派でもトイレが汚いと施設のイメージがダウンしますので、洋式化になると温水洗浄便座等の掃除の手間がかかりますが、清掃及び衛生体制は十分ですかということです。

それから、3番目に、公共施設のトイレの整備計画、もしくは今後の方針についてはどうされておりですかということです。

それから、特に役場、保健センター側のトイレは乳幼児健診や住民健診などで多くの住民の方がトイレを利用されます。今のトイレは不便だということで、ATM側のトイレまでは遠いと、洋式化への要望を強くよく耳にします。よつて、具体的に計画が今後あるかどうかをよくお聞きしたいと思います。予算的にどうのこうのというのが問題になると思いますので、今後、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） トイレの施設改善については、私も非常に懸念しております、この4年間、財政状況が許せる範囲内でやらなければならない、その大きな理由として、小中学校においては洋式化、トイレが原因で不登校になる、あるいは排便するために学校から家に帰つて、面倒くさがつて来ないとか、いろんな状況もあります。

それと、災害発生時には、一番問題なのがやっぱり水とトイレ。食料は何とかこちらで準備できるんですけども、トイレについては、おっしゃるとおりある程度衛生的なトイレを提供しなけ

ればならない。そういった状況の中で、トイレについては、順次整備計画の中でやってきたということでございます。

4点御質問がございますので、その4点について御報告申し上げます。回答として。

町内には25施設あります、公共施設が。調査いたしましたところ、548基のうち390基、洋式化は71%で、温水洗浄便座につきましては、トイレ改修を行いました小中学校、文化会館1階及び庁舎1階東側トイレに設置しております。便座クリーナーについては、庁舎東側1階のみのトイレのみで設置いたしております。

衛生管理体制についてでございますが、清掃及び衛生管理については、庁舎や文化会館等につきましては、業者等に清掃委託をいたしております。小中学校につきましては、児童生徒が授業の一環として掃除を行っております。その他の施設につきましては、施設に勤務する職員、または施設利用者が清掃を行っています。また、庁舎内トイレにおきましては、新型コロナウイルス感染予防対策としまして、今年度、手洗い場の自動水栓化をさせていただいたところでございます。確認しましたところ、公共施設のトイレの衛生状況についての苦情などは、今特段入っておりませんので、現在のところ管理体制には問題がないのではないかなどと判断しております。

また、今後の計画ということ、方針ということでございますけども、小中学校や文化会館など整備が必要な施設につきましては、年次計画においてトイレの洋式化を行ってまいりました。冒頭に御報告いたしましたとおり、公共施設のトイレの洋式化の率は7割を超えており、庁舎以外のトイレの改修が必要な施設につきましては、整備は完了した状況でございます。

最後に御質問なさいました保健センター東側のトイレについてでございますけども、トイレの改修につきましては、利用者が多く洋式トイレの需要が高い施設を優先に、小中学校、文化会館と実施しております。庁舎の洋式トイレの状況でございますけども、38基のうち12基、洋式化の率は32%で、町内公共施設の洋式化率71%を大きく下回っております。優先順位が高いほかの施設の整備を先に行ってきました関係でございますけども、その結果、庁舎内のトイレの洋式化が後回しになっているという状況でございます。来庁者の利用が多い1階の東側のトイレについては、令和元年、議員御指摘のとおり改修済みでございます。庁舎内のその他のトイレにつきましては、財政状況を見ながら、できるだけ財政負担がかからない交付金や交付税措置がある起債などを活用しながら、今後整備していく計画でございます。

また、保健センター側のトイレにつきましては、利用状況を確認させていただいて、必要であれば最優先に準備をしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 今町長の答弁で十分でございますけど、いわゆる私としては早めに

してほしいから、できたら補正予算なんかを組んでもらって、優先的にそれをやってもらうことを希望したいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） おはようございます。2番議員、男澤一夫です。通告に従いまして感染症による小中学校への影響はということで質問いたします。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による感染拡大が進む中、小中学校への影響が出ていると推察いたします。

こうした中、児童生徒を持つ保護者の方は心配だと思います。学校における学びの保障、併せて学校における感染状況に関する情報提供、児童生徒が安全に学校生活を過ごすための取組について、1から6番までを安河内教育長へお尋ねいたします。

1、現状の学級学年閉鎖の状況はどうなっていますか。

2、学級学年閉鎖の対象となる児童生徒の授業日数と学びの保障について、現状の対策はどのようにされていますか。

3、タブレット端末を活用したオンライン授業の進捗はどうなっていますか。

4、給食時の児童生徒の様子はどうでしょうか。

5、コロナ対応による授業等、教職員の負担増加の実態はどうですか。

6、負担増加の対応策を実行されていますか。

関連しまして、公表される陽性者数が糟屋郡全体での表示となっていますので、須恵町単独での陽性者数がいつも気になっています。公表方法を町単位にできないでしょうか。新型コロナウイルス陽性者数の公表方法について、7から9までを平松町長にお尋ねいたします。

7、役場への問合せをすれば陽性者数、学級学年閉鎖数を教えていただけるのでしょうか。実際に問い合わせはありましたか。ありましたら、件数も教えてください。

8、発生状況、陽性者数をホームページに掲載、公表できないでしょうか。

9、発生状況、陽性者数を町公式LINEにて送信できないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 感染症による小中学校への影響はについてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスのオミクロン株の感染状況は、須恵町の小中学校においても影響が出ております。第6波における状況は、1月末から学級閉鎖等の感染対策を行ってきました。文部科学省からの通知を踏まえ、学級閉鎖の基準や期間を定め、拡大させないように努めてまいりました。

おかげさまで、本町は学校におけるクラスターは発生しておりません。同時に、学級閉鎖における児童生徒への学習保障等について、取り組んできたところです。

それでは、質問要旨に沿って回答いたします。

現状の学級閉鎖の状況はどうなっていますかについてお答えいたします。

現在の学級閉鎖の基準は、クラスの中で陽性者が出了した場合に、学校医と相談の上で決定しております。期間は、対象児童の最終登校日の翌日から起算して5日間です。学級閉鎖の児童生徒の兄弟児の登校は、同居家族で発熱等の風邪症状がなければ認めています。

その基準の中で、小中学校の学級閉鎖は1月末から対象のクラスが出てきました。2月8日に最大の14クラスの閉鎖となり、以降減少しており、3月7日現在は6クラスの閉鎖となっています。

学級閉鎖の対象となる児童生徒の授業日数と学びの保障について、現状の対策はどのようになされていますかについて、お答えいたします。

学級閉鎖になった分の授業日数を補うために、冬休みの短縮や土曜日を出校日にするなどの対策は行っておりません。当該学級だけ登校させることでの登下校時の安全確保の問題や、児童生徒のモチベーションの問題を考慮しての判断です。

そこで、学びの保障のための対応ですが、学級閉鎖の学級においては、オンラインによる課題の提示を行い、家庭で学習できるようにしております。さらに、教育指導計画を見直し、8時間かけて授業を行うところを7時間にするなど、履修しなければならない内容は必ず学習できるように、またそのことが児童生徒の負担にならないよう各校で工夫して取り組んでいます。

タブレット端末を活用したオンライン授業の進捗はどうですかという質問について、お答えいたします。

ICT教育は積極的に推進しておりますが、9月議会において回答しましたとおり、学校では集団での学習が基本であると考えております。ただし、学級閉鎖における学習保障のため、オンラインの活用ができるようポケットWi-Fiの貸出し等の環境整備を行っております。そして、まん延防止等重点措置の期間中においては、タブレットを毎日持ち帰ることも認めており、急な学級閉鎖にも対応しております。

活用状況としては、学級閉鎖の際に教職員と児童生徒、それぞれが自宅からタブレットを使用し、健康観察を含め学習指導に活用しております。また、教職員が濃厚接触者に特定され出勤できない場合についても、自宅から学校へ配信し、子どもたちにオンライン授業を実施しております。

給食時の児童生徒の様子はどうですかについて、お答えいたします。

コロナウイルスの感染対策を講じる前は、机を合わせ、会話をしながら食事が取れており、楽

しみの時間の一つであったと認識しております。しかし、現在は、文科省が出している衛生管理マニュアルに沿って対策を行っております。食事前後の手洗いの徹底や十分な換気の中で、席は全員前を向いて黙食、黙って食事をするということです。黙食を実施している状況です。

コロナ対応による授業等教職員の負担増加の実態はどうですかについて、お答えいたします。

コロナ禍における学校生活は、次のような様々な場面で教職員に負担がかかっております。朝の検温と丁寧な健康チェックなどの健康観察、コロナに関する欠席者の感染状況の把握と報告、陽性者が発生した際の校医との相談や保護者への周知、共有部分の消毒などです。

学習面では、オンライン学習の資料作成や手配、体育、音楽などの感染の可能性が高い授業については、感染対策を考慮した活動の実施などが挙げられます。

負担増加の対応を実行されていますかについて、お答えいたします。

消毒作業では、スクールサポートスタッフの配置や、無光触媒の散布を行っております。授業では、オンライン学習について、教職員間での研修や情報交換を行い、教職員のスキルアップを組織的に取り組んでおります。また、ＩＣＴ支援員の派遣やコールセンターを設置するなど、サポート体制を整備し、教職員の負担軽減を図っているところです。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、陽性者数の公表方法について、問合せをすれば陽性者数を教えていただけるのでしょうかというところの御質問でございますが、須恵町内の新型コロナウイルス陽性者の人数につきましては、昨年9月の町長報告で申し上げられましたとおり不定期で公表するようにしております。

町内にコロナの陽性者が発生した場合は、粕屋保健所からその都度連絡が入るようになっておりますが、オミクロン株の流行からは、あまりにも陽性者数が多いため、粕屋保健所からの報告が滞っている状況でございます。

確認できている現在の情報によりますと、令和3年度の須恵町の新型コロナウイルス陽性者数は、2月17日現在で1,276人となっています。粕屋保健所からの情報が容易に入手できない状況であるため、最新情報や詳細は把握できておりませんので、お問合せ頂いてもリアルタイムの情報はお答えすることはできません。新型コロナウイルスの陽性者数の問い合わせも今のところは入っていない状況でございます。

子ども教育課によりますと、学年学級閉鎖数につきましては、区長や団体から行事等の実施の判断基準として問い合わせを頂ければ、該当校の数をお知らせすることは想定されます。その場合は、不安をあおることや対象者の特定につながることから、回答はしておりません。その他の場合につきましては、回答していないということでございます。問い合わせについても、今のと

ころはございません。

発生状況をホームページで掲載、公表できないでしょうかという問い合わせでございますが、正確な須恵町内の新型コロナウイルスの陽性者数の情報が入手できれば公表できるのですが、陽性者数の情報の収集が困難であり、ホームページで公表できるようなリアルタイムの情報はございませんので、公表はできないというふうに判断しております。範囲は広くありますが、糟屋郡の感染状況は福岡県のホームページで毎日更新されており確認できますので、そちらを確認頂ければと思っております。

9の発生状況を公式LINEにて送信できないでしょうかという問い合わせにつきましても、ホームページの掲載公表と同様に、リアルタイムの数値の入手が困難であるため、公表は難しいというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 安河内教育長、丁寧な御説明ありがとうございました。なかなか現場に行くことができませんので、こうやって確認することになったということです。

その中で、私、朝、横断歩道で第三小学校近くで子どもたちを見守る活動をしているんですけど、その中で、やっぱりいつも3人で来る女の子たちが2人しかいないとか、今日1人どうしたのと言ったら学級閉鎖とか、やっぱり今課長言われたように、情報を入手できないんで全く分からぬないです。やっぱりいつも来ている子が来ないとか、そうしたら多分学級閉鎖とか何かかかったのかなと心配してしまうんで、多分そうやって思われる方も多い分、保護者の方は分かったと思うんですけど、多分祖父母の方とかそういう心配している方もおられると思うんで、私としては、学級閉鎖とか学年閉鎖の情報を公開していただけたらなという思いがあります。

コロナ禍による教職員負担増加があると思いますので、先ほど御説明されたたくさん作業が増えましたよと、その中で通告していないんですけど、例えば先生方が疲弊されて休職を余儀なくされた方がおられるのかなと、そういうちょっと心配をしています。

また、中学校におかれましては、部活等も中止になりました。かなりの5割以上の方が部活に従事したと思うんですけど、部活がなくなったことにより、空いた時間を生徒たちがどのように過ごしていたのかなと、その辺がちょっと気にかかるところであります。安河内教育長には、そのところを追加で質問したいと思うんですが、分かる範囲でお願いいたします。

あと、感染症の公表についてなんですが、私、新聞持ってきたんですけど、毎日こうやって新聞を見るんですけど、やっぱり言われたように、糟屋郡はひとくくりで発表されているんです。特に糟屋郡は福岡県の中の郡の中で一番人口が多いと思うんですけど、同時に陽性者数も突出して多いと。その中でいつも須恵町は何人なんだろうなと、いつも気になっているんです。

当初、コロナが発生した頃には多分少数の人数だけでの発表だったと思うんですけど、今言いましたように、オミクロン株になると、誰がなってももうなるか分からないような状況で、数もかなり増えています。県の発表の仕方によると、年代別、年齢じゃないです。年代別に10代、20代、あとは性別、男性か女性か、あとはこれを見ると、古賀市であれば古賀市、糟屋郡であれば糟屋郡というような公表の仕方なんです。これだったら多分特定できないと思うんです。須恵町に例えれば表現しても、多分特定できないと思うんです。

何で今こういうふうな公表の仕方になっているかというと、権限は県のほうが持っているんです。県のほうが発表する、もともとコロナウイルスが発生したときに、ラインの引き方を市と郡に分け、市、郡の単位で発表しますという形になったんです。今はもうあれから2年以上たっていますので、もう見直していい時期じゃないかなと僕は思います。

その中で、ちょっと調べていきますと、やっぱり福岡県の地図を浮かべますと、糟屋郡はまとまっているんですけど、例えば田川郡です。田川郡とかは田川市が真ん中にありますて、周りに福智町、香春町、大任町、添田町、川崎町、糸田町と囲んでいます。なのに、田川市が発表と田川郡の発表。結局もう田川郡と田川市が一緒になったような感じの数字になるんです。そしたら、結局、郡単位で発表する意味があるのかなと思います。

ましてや、福岡県は60市町村あるんですけど、1郡1町のところが4か所ありますて、桂川町、大刀洗町、広川町、大木町、ここは1郡1町なので、郡単位で発表されても、おのずとその自治体単独の発表になるんです。

ですから、こういうのをやっぱりずっと見ていると、私感じるのが、何か郡発表だから守られている感があるんですけど、何か逆に何かちょっと違うのかなと何か違和感を感じるんです。それで、これはやっぱり、ちょっと県のほうにも問い合わせしたんですけど、やっぱりこういう意見を頂いているということも担当の方はおっしゃっていました。

それで、須恵町単独で言うのは難しいと思うんですけど、平松町長に忙しいところちょっと働いてもらって、首長会で、県のほうに自治体単位での発表ができないかということを要請していただけないかなというのが第2質問であります。

以上です。すいません。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 2点でよろしゅうございますか。

1点目のコロナ禍における先生がそれのことで休職等があるかということでございますが、現在のところはそういった実態は上がっておりません。

それから、中学生の部活でございますが、これはまん延防止が出たときに、県のほうからの通知で、部活は中止しなさいというふうな通知が出ております。それに従って取り組んでいるわけ

で、本町だけではございません。ということは、それぞれ部活を中止するに当たっては、家庭での過ごし方、例えば運動クラブであればストレッチとかいろんな運動を計画的にしなさいとかそういういた指導は当然しながら、部活の関連は部活の担当の教諭のほうから指導が行われているだろうと思います。そういうふうなことでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 感染者数の各町の実数の報告というのは、もう町長会で常に協議をやってるんですよ。その中で、保健所のほうが、要するに糟屋郡でまとめています。ただ、町長会のほうで、昨年の9月議会で不定期に報告しますよと言ったのは、町長会の中でそういった不安もあるだろうから、定期的には難しいだろうけど、町民の方々に報告していこうやということで、9月に報告をやって、一旦下火になったんです。オミクロン株になった途端、粕屋保健所はもうパンク状態です。ですから、リアルタイムにオミクロン株の前は何人感染者が出ましたということは報告があつていたんです。今、一切ありません。それくらい粕屋保健所の業務が逼迫しているという状況の中で、須恵町の実数をリアルタイムでつかむということは不可能です。

ですから、最終的には、オミクロン株、もうだんだん収束というか、一旦落ち着くんだろうなと思いますので、その時点でオミクロン株でどれほどの方々が感染したのかということは、議会のほうに町長報告のほうでさせていただこうかなと思っていた矢先に、この質問だったのです。今現在、報告できる資料がございません。粕屋保健所に確認をやっても、とてもじゃないけどそういう状況じゃないということでございますので、町長会としては、できる限り報告はやりたいということで、昨年の9月議会で須恵町も公表したと。その後、そういった状況になっているということで、何も意図的に須恵町の数字を報告していないんじゃないなくて、実数が分からぬんです。そういう状況なんです。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 実情は分かりました。

それで、町長が言われましたように、たしか前からも言われていますけど、粕屋保健所が手いっぱいパンクしているというのは私も伺っております。でも、粕屋保健所が担当しているのは古賀市と糟屋郡なんです。古賀市は単独で発表されているんです。（発言の声あり）（市やから）古賀市が市やからですね。それで、そういうことが多分何かいつも気になっているんで、そこができないのかなと思うところがあります。できないということで、もうやむを得ないのかなと思うんですけど、これからも努力をしていただきたいなと思います。

あと、質問ではないんですけど、安河内教育長のほうに、3月で退任されるということを、当初本会議で伺いました。長年にわたって教職に就いてこられて、また、私も父が用務員、私、今現在、子どもたちが学校でと大変お世話になりました。本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

ざいました。

その中で、最後に教育長のほうに、長年教育に従事されていた中で、これはと大事にされていること、また心情や思いがあれば教えていただきたいなと思いますけど。質問じやないんですけど、お願ひします。

○議長（松山 力弥） これは質問じやないんで、お答えできません。

○議員（2番 男澤 一夫） 分かりました。

そしたら、これで終わりますけど、これにて質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

再開を10時15分といたします。

休憩に入ります。

午前10時05分休憩

午前10時15分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 1番、白水春夫です。通告文に従って質問に入れます。

きょうだい児に支援ということで、コロナ禍で、人と接する機会が減っている中で、以前、一般質問でお伺いした子どもが家族、介護を担うヤングケアラーは認知度が高まりつつあります。その中にあって、重い病気や障害のある兄弟、姉妹がいる子どもをきょうだい児と呼ばれています。特にそのきょうだい児は親にも甘えられず、親は病児らのケアに追われることから、家族と一緒に外出や行事参加も諦めることが珍しくなく、家庭内の見えづらい問題だと考えられます。

また、日本の医療的ケア児の数は、平成30年度について約2万人になりました。これも、増え続けていくであろう医療的ケア児ですが、まだまだ認知度が低いのが現状です。その医療的ケア児への実態調査、厚生労働省が2019年に調べた結果、医療的ケア児の兄弟姉妹がいる家庭は6割を超えています。このうち、きょうだい児がストレスを抱えているとの回答は、これも全体の約6割に上っています。

2021年6月成立、9月に施行された医療的ケア児支援法は、医療的ケア児に加え、きょうだい児も含む家族への適切な支援が国や地方自治体の責務であることが明記されました。いまだ、

きょうだい児が全国どれほどいるかは把握されていません。一定数はあると思われます。

そこで、須恵町の現状は、家庭内で見えづらい問題ですが、きょうだい児は把握されていますか。それと、先ほど言いましたが、医療的ケア児に加えきょうだい児も含む家族への適切な支援が国や地方自治体の責務であることが、今回の医療的ケア児支援法に明記されました。須恵町としては、どういうふうにしていくと考えていますか。お伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。今泉福祉課長。

○福祉課長（今泉 英明） おはようございます。福祉課の今泉でございます。

きょうだい児に支援をについてお答えします。

質問1、2は併せてお答えします。

まずは、重い病気や障害のある兄弟姉妹のいる人数についてですが、令和4年3月1日現在、18歳未満の障害手帳所持者は47名、障害福祉サービスを利用している障害児は139名となっております。

障害福祉サービスを受給するに当たり、家族の聞き取りや相談も行っておりますので、きょうだい児についても状況の把握や抱える問題等について、可能な限り対応をしております。

次に、医療的ケア児です。人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他医療行為を受けることが不可欠な児童に加え、きょうだい児を含む家族への対応については、当町には医療的ケア児に該当する児童は3名在住しており、家族及び障害福祉サービス計画相談員と連携しながら、家族の問題を含め個別に対応しております。

また、令和4年4月に福岡県が医療的ケア児支援センターを新宮町に開設しますので、必要に応じて連携できればと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 状況、現状は分かりました。ありがとうございます。

2016年に医療的ケア児の支援を各町長及び地方自治体が努力義務とする改正障害者総合支援法が施行されていたんです。今回、医療的ケア児支援法でこれが努力義務が責務とする点で、どれだけ医療的ケア児が携わる保護者などから期待が上がっています。

子どもが家族の看病とか介護を担うヤングケアラーと同じく、非常に専門的な知識が必要でデリケートな問題ですし、現時点では以前聞きましたけれども、要保護児童対策地域協議会において各分野で対応されていると思います。

きょうだい児の親は母子のケアを少しでも和らげてくれる法案だと信じています。繰り返して言いますが、具体的な施策の実現はもちろん地方自治体の動き次第だと思いますけれども、検討してもらいたいのは、先ほど言われましたけれども、医療的ケア児への支援法に基づき、医療的

ケア児及びその家族、きょうだい児に対して専門的に相談に応じたり、情報提供や助言などの支援センター、先ほど言わされましたけれども、ちょっと須恵町として須恵町内で考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） おっしゃっているヤングケアラーときょうだい児については、前回も御質問していただいたときの答えのとおりなんですけども、把握の方法については、須恵町はよその町よりもできやすいのかなと。児童民生委員さんも多く配置しておりますし、学校のほうにも、要するにＳＳＷ配置しております。そして、生活指導の先生も配置しております。ですから、小中学校の養護教諭等を含めた上でそういったことを把握やっていくと。

今のところ、緊急の部分というのは報告が上がってきていませんという状況でございます。ただ、おっしゃるように、この問題というのは、やはりそういったお子さん方、未来を持っているお子さん方が少しでも明るい気持ちで学校に通える、そういったサポートというのは必要だらうとは思っています。この点につきましては、前回の質問があった後、福祉課長を含め担当部署と話をして、何らかの形で情報収集をやろうということはやっております。ただ、今のところ上がってきていません、直接。

ただ、恐らくおっしゃるように、毎々として家庭内で報告できないというような形があらうかと思いますので、特に小中学校のほうの養護教諭を機能させながら、その実態把握をやって、何が必要なのかというのは今後きちんと取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） 今回のきょうだい児の問題は、今後あり得ることなので、医療的ケアとその家族、特にきょうだい児が医療的ケアの度合いに応じた適切なサポートを受けながら、充実した生活が送ることができる体制を整えていただきたいと願って、私の質問は終わります。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番議員、今村桂子です。通告に従い、ふるさと納税の取組について質問をいたします。

私は、ふるさと納税の制度ができたときから、財政力が弱い地方にとっての助け船で、須恵町にとってもこの制度をうまく利用することで資金を生み、財政を豊かにするために大事な制度であり、少しでも早く力を入れて取り組んでいただきたいとの思いで一般質問を続けてまいりました。

須恵町では、平松町長が誕生してからの近年は、ふるさと納税の獲得には特に力を入れて取り

組まれておられます。昨年度は大幅に件数、納税額が伸び、基金に積み立てることができましたが、今年度は、コロナの影響もあるのか、少し落ち込んでいるようでございます。

そこで、1問目、今年度のふるさと納税の状況について、当初本会議において町長報告にて触れられていきましたが、通告にて質問を出しておりましたので、今年度のふるさと納税の件数、金額及び昨年度との比較はどうなっていますか。

2問目に、次に返礼品の不備についての質問でございます。

役場の関係者以外から、返礼品が送られていないなどの不備があったそうですねと言われ、議会の中では聞いていなかったのでびっくりいたしました。返礼品発送不備の発覚の経緯、不備の件数、その後の対応はどうなっておりますでしょうか。

3問目、返礼品についてですが、今後の返礼品の掘り起こし、開発などをどう考えていますか。

4問目、次に、広報活動についてお聞きをいたします。

須恵町ふるさと納税の広報活動、宣伝をどのようにされていますか。

5問目、最後に、獲得の方策についてお聞きをいたします。

今議会で、ふるさと応援寄附金事業の推進を目的に、ふるさと応援課設置の機構改革の議案、また寄附金について、寄附者の意向を反映した施策に活用し、もっと地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進するとの条例改正の議案が出されています。町長のふるさと納税獲得への思い、獲得するための今後の方策はどのように考えていますか。

以上の5問についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 以前の議会の議案書というか、議事録等を確認しましたら、平成20年の12月と平成28年の6月、2回、質問なさっています。そのときの前任の町長のお答えと質問を読ませていただきたいんですけども、まず、1問目のふるさと納税の納税の状況でございますけども、現在2月の実績は集計中ですので、本年度については、4月から1月までの実績と比較したいなと思っております。令和2年度については、5万6,690件、8億4,221万1,000円に対して、令和3年度4万7,725件、5億4,010万9,500円でございます。寄附件数で8,965件の減、寄附額で3億210万1,500円の減となっております。

参考までに、減少した主な原因といったしましては、ウナギの蒲焼、これが本年度に入って稚魚の不漁とかいろいろあって、当然中国産なんんですけども、そういった関係と、それと全国のふるさと納税の品目にウナギが上がったということで、需要と供給のバランスがなかなか取りづらく、業者のほうがなかなか手配できなかつたと。これについても改善するように言っております。

一番大きかったのがお節関係です。それともつ鍋で、事業者からの出品調整、要するに品数が足りないとか、いろいろあつりますので、その部分で減少したのかなと思っております。

返礼品の発送不備、返礼品が送られていないということですけども、須恵町において返礼品が送られていないということはございません。この返礼品が送られていないという情報の一つとして、我々が委託している中間事業者のほうが、よその地区でお節関係とかそういうもので、要するに返礼品が届かなかった、そういう情報が、違った情報で入られたんじゃないかなと思っておりますけども、須恵町では返礼品が送られていないという状況はありません。

ただし、1月末時点で、寄附者様の都合によって受け取りができない、住所が変わったりとか、いろんな状況の中で返礼品が届かないとか、発送事故関係で53件ほど発生をしておりますけども、電話連絡とかきちんとやった上で代品の発送等により対応して、既に全て完了いたしております。

今後の返礼品の掘り起こし、開発はどう考えていますかということですけども、今、触れましたように、今まで2年間委託していた事業者のほうで、須恵町ではなかったんですけども、よそでそういう不備が起きたということで報告を受けましたので、直ちに担当のほうに命令して、新しいしっかりした事業者を見つけなさいと、そうすることによって、ウナギについてもお節についても、もつ鍋のセットについても、このあたり、あまおうも含めてこのあたりが主力商品となっていましたので、きちんと取引できるところを探せということで、既にもう命令を起こして、新年度においてはそういう事業者を見つけるようにいたしております。

また、ふるさと納税市場の調査及び近隣の事業者とか生産者の情報収集も今現在行っておりまして、今後マッチング、企業さんと町とのマッチングとか説明会等を行う予定にしております。また、寄附者のニーズに合ったものを、須恵町を広くPRできるものなど、今後新たな特産品を発掘していきたいなと考えております。

4番目にふるさと納税の広報活動、宣伝はどうされていますかということなんですけども、これはもう皆さんよく御存じの楽天とかいろんな大手の企業にお任せすると効果は絶大なのかなと思っております。取扱いポータルサイト、令和2年度では2つ追加いたしました。令和4年度にも1サイト追加予定しております。今後も継続してインターネットやSNSによる広報活動、宣伝を中心に行います。

また、新型コロナウイルスの状況次第でございますけども、寄附者とか事業者に対する説明会や何らかのイベントで須恵町のほうを向いていただくというようなことをやりながら、寄附につなげていきたいなと、魅力ある返礼品の発掘に努めてまいりたいなと思っております。

この広報活動の中で、ANAやったですか、航空会社のほうから申出があって、そちらのほうとも不特定多数の人が飛行機に乗られたときにコマーシャルできるようなシステムもありますので、今それにも取り組む方向で動いております。

最後の質問が、ふるさと納税獲得への思いと獲得する方策をどう考えていらっしゃいますかと

いうことですけども、私、町長に就任してから、今はこの須恵町というのは税収も上がっております。固定資産税も上がっているし、事業の方々もコロナ禍でありながら、倒産した件数も非常に少ない状況の中で、堅調に伸びています。ですから、極端なことを言うと何もやらなくても、極端なことを言うと今の貯金を少しづつ使いながらであれば、この町というのは経営していくれます。ただ、要するに今後の状況を考えますと、この町の財政状況というのは明るい状況ではないと。既に動き出しているクリーンパークわかすぎ、これ250億円から300億円程度、これは今のところ3町です。柏屋と篠栗と須恵町と。これに志免町と宇美町を巻き込む方向で負担減を図っていきたいというようなことをやっているんですけども、それをやりながら平行して見えるのが酒水園、し尿処理場の問題。須恵町は山間地を抱えておりますから、篠栗もそうですけども、この酒水園というのは非常に大きなアイテムですけども、既に30年以上たっています。この改築計画もやっていかなくてはいかん。

いろんな意味で財政投資するもの、アザレアホールも非常に老朽化しておりますし、そういうふた財政投資のことを考えると、何らかの形で稼ぐ力をつくらなければならないということで、4年前にSUENOBA構想を立ち上げて、企業とマッチングしてやっていくんだとやっていて、準備は当初本会議の町長報告でやりましたけども、順調に2年間来たんですけども、コロナに入って全く動けない状況になっていると。それでも何らかの形で稼ぐ力をつけないといかんということで、遅きに失しているんですけども、ふるさと納税しかないということであるさと納税をまちづくり課の中の地方創生係というのをつくって、特化した形でやったわけです。

そうすることによって、1年目に8億5,000万円、昨年度は企業の、須恵町がどうのこうのじゃなくて、本当に入れていた事業者のトラブルで要するに売上げが減ったと、要するにお節とかが出せなかつたとかです。ですから、こういったことも事業者と付き合っていければあるわけですけども、そういう中でやっぱり稼いでいかにやいかんと。それはこの町を将来にわたって元気な町であつて、要するに若い人たちが須恵町に魅力ある目を向けていただく、あるいは高齢者の方たちが安心して住めるまちづくりにしていかんといかん。そのためには、やはりこのふるさと納税に注力する必要が出てきたと。ですから、当初本会議の町長報告で言いましたように、SUENOBAについては抜本的な見直しをやるんだと、その上で、ふるさと納税によって現金を獲得するためにふるさと創生室をつくって、当然ここは企業支援もやっていきます。当然、企業さんの中には飲食もあれば製造業もあるわけですから、その方々と要するに魅力ある発信をやっていくと。そうしながら特化した形でふるさと応援課を使いながら、今後もふるさと納税に注力していきたいと考えております。

ですから、このふるさと納税に関しては遅きに失していると私自身も思っています。このふるさと納税の制度自体、私、好きかというと嫌いです。各自治体で税金を分捕り合いするようなこ

とを総務省がやれと、そんなことやっていいんかと腹立たしいんですけども、背に腹は代えられないということで、コロナが発生した段階で、SUE NOBAがああいう状況でございましたので、やろうということであるさと納税に注入してやってきているわけです。

ですから、今後、ふるさと応援課を拡充しながら、企業とのやり取りもしっかりとしながら、一つの大きな事業として、税収以外の収入源を獲得する場所として確立させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 本当にこの制度は趣旨からしたらふるさとへの思いと、前の町長が言っていたとおり、本当にふるさとを思っての納税というのが一番いいんでしょうけど、獲得するということは、先ほど言われたように背に腹は代えられないということで、大きな財源になり得るという、今ある税収以外に持つていける一番大きなものであろうと、町長が言われたとおりだと思います。

獲得合戦というのも非常に激しいということで、今年度、ウナギがもうよそのところからも出されたというようなお話をありがとうございましたが、常に新しいものを開発していくかないといけないのかなというふうに思っております。

それと、また、今言われておりましたが、今年度は非常に8,965件減ったということと、財政にしても3億210万円という非常に大きな金額がマイナスになったということなんですが、町によっては新宮町さんを筆頭に増えているという町もあります。コロナ禍だから増えているという町もあるというふうには聞いているんですけれども、そんな中で、やはりリピーターを獲得するというのが、非常に新宮でもリピーターが多いということで非常に助かっているということでした。その辺も念頭に開発をしていただきたいなということもあります。

そして、今年度、お節ともつ鍋の出品調整があったということでございますけれども、発送不備が須恵町でなくてよかったなど、今答弁を聞きまして思っております。須恵町以外のところのそういう不備があったのが須恵町もということになったのだろうというふうには思っておりますが、53件ほど電話で対応したりして全て完了したということで、やはり信頼がこれは大事だと思いますので、信頼を損なわないように、今後、業者を増やしていくということでございますけれども、業者への監督とか指導、監視等をどのようにしていくかということを1点、質問をいたします。

それと、返礼品の開発についてですが、主力がウナギ、あまおう、お節、もつ鍋ということでございました。今日、朝、議長がふるさとWishの話をされておりましたが、私も見ておりまして、植木のほうでしたか、トマト、すごく甘いトマトだということで、目隠しをしたらブドウ

のような味だったと、そういう珍しいトマトとか、それから、線香を作る体験というのも出ておりましたし、トランポリン体験とかいろんな体験というのも須恵町にはあるということで、私自身も知らなかつたことがたくさんあったので、まだまだ掘り起しができるのかなと思って、体験型、泊まるところがあれば一番いいんですけども、体験型の返礼品というのを考えていかれる可能性はありますかということが2点目です。

それから、宣伝、広報活動についてなんですが、ポータルサイトが2つあって、また増やしていくということで、昨年度は町長と議長が確かポータルサイトのところにお願いに行ったということがあって、やはり上位のほうに載せていただける、皆さん全国の方が目に見ていただける場所に宣伝を置いていただいたということがあって、非常にそれが大きかったんじやなかろうかと私は思います。今後も、そういう活動をしていくいただけるかどうかということを3点目、お願いをいたします。

それから、獲得について、ANAのコマーシャルとかインターネット、SNSということで発信をしていきたいというようなことでございますが、これも、今後、ふるさと応援課、そこでやっていくということで理解してよろしいかどうかということをお願いをいたします。

町長の獲得の思い、方策というのはいろいろお聞きをしておりますので、以上について、一応答弁をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） おっしゃったように、私はこの須恵町を全国で認識していただきたいという思いも、このふるさと納税の中にあるんです。ですから、最終的には御寄附頂いた人たちのための何らかのイベントで、皆さんから寄附していただいたからこんなものができましたとか、こういったことができたと、そういったこともやっていきたいなど。そうしないと、せっかく須恵町に寄附していただいた方々に失礼だろうなと思っています。ただ、始めて2年でございますので、まだまだ盤石な体制ではございませんので、リピーターの方々を発掘するように、須恵町ってこんな町なんだということも併せて発信することによって、じゃあ須恵町にしようかというような方々を増やしていきたいなど、地味な活動になるかもしれませんけども、これは物すごく大切なことだと思いますので、それについては、地道に取り組んでいきたいなと思っております。

企業の指導関係、これ、何でふるさと応援課という行政サイドにつくったかというと、やはりしっかりしたポジションをつくらないことには、要するに相手も企業さんですから、いろんな企業さんを取りまとめて、それ以外の要するに中間事業者さんが持っているアイテムと組み合わせてやっていくわけです。片手間じやできないと。このふるさと納税というのが総務省がいつまで許すのかということもあるんです。ですから、非常に私の中では焦っております。

そういう状況もあって、今回、ふるさと応援課というのをつくって、そこが企業の全てを取

り仕切ると。今現在、課を今回起こすようにしているばっかりでございますので、その中の組織等については、年度中途で、極端なことを言うと人事異動をやったりとか、きちんとした人材を確保したりとか、そういったことをやっていかんといかんわけです。このふるさと応援課というのは、一つの要するに特化事業としてやっていくと。いつまで続くか分からぬこのふるさと納税を注力することによって財政基盤をつくっていきたいなということでございますので、そういったことで、企業関係については、もうその特化した課できちんと把握させるということでやつていきたいなど。

体験型については、これ、コロナになったから途中でやめているというか、話が頓挫しているんですけども、実は、須恵高校ほうから提案があって、ふるさと応援寄附金の一つのアイテムとして、須恵高校生が高齢者のところに行って話し相手になるとか、なかなか戻ってこれないお墓掃除を須恵高校の生徒がやりましょうかと、それを要するに動画できちんと撮って、相手方に流すと。そうすることによって、こっちにいらっしゃるお父さん、お母さんとビデオレターで須恵高校生が元気が与えると、こういったものはどうでしょうかということで、逆に須恵高校から提案を受けたりとか、これは一つのアイテムとしていいんですけど、コロナ禍ですので、この話も須恵高校のほうで持ってこられた後止まっております。当然、止まるのが当たり前ですけども、そういった形で、新しい提案型のいろんなこともやっていきたいなと思っております。

広報活動の先ほど、議長と私が確かにやって、熱い思いで語ったんです。須恵町がどういった町だと、教育を基盤に据えたまちづくりをやっていて、ふるさと応援寄附金で頂いた部分については、ものを建てるとかそういったもの、最終的にはものになるかもしれないけども、そういったことじゃなくて、理念としては教育を基盤に据えながらまちづくりをやるんだということを申し上げて、最初は各エリアで担当がいらっしゃるんですが、担当だけだったのが増えていって、最終的にはC E Oまで出てこられて、非常に感銘を受けて、順位を上げましょうということで、1年目は爆発的に順位が上がってやったということです。昨年もそれ行く予定に、議長にお願いして行くようになっていたんです。ところが、コロナで行けなかつたんです、昨年。今年はぜひもう一度熱い思いを議長に同行頂いてやれたらいいなと、これはもう昨年もう行く予定だったんですけども行けなかつたと。だから向こうも何で来ないんだと思っていらっしゃると思いますので、今年度は必ず行きたいなと思っております。そういった状況でございます。でよろしいんですね。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 熱い思いをぜひポータルサイトの場所で語ってきていただきたいと思います。やはり一番宣伝が目につくというのは、ポータルサイトだろうと一番は思いますので、その辺をうまく活用していただくということで、町長と議長の力を發揮していただきたいな

と思っております。

その中で、私思いましたのは、やはりふるさと納税というのは、魅力あるまちづくりをさつき
されるということの一つのPRの場でもあるということで、いかに須恵町の品物をどうつくって
いくかとか、それはまちづくりの一環として掘り起こしも大事ですし、これからつくっていかな
いといけないんじやなかろうかというふうに思っております。その辺のことをつくっていってい
ただける、どういうふうにつくられるかというのは、また町長のお考えもあるとは思うんですけど、
まちづくりの中でのふるさと納税をどのように考えていくていただけるのかなというのを最
後に質問をしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 既にいろんな企業のほうに話は持ちかけております。ある企業さんのほう
では、ステンレス加工をなさっている会社なんですけども、そこが我々との付き合いの中で一念
発起されて、クラウドファンディングを起こされて新たな商品開発をなさっている。そういうた
ものもふるさと納税で使わせてくださいという形、あるいは、農家の方のあまおうをなさっ
ている方に、乗っかりませんかということで、非常に今、元気を出してもらっているとか、それ
とか、新たな生鮮食品、魚肉加工をなさっているところがありますので、ここ、ちょっと工場移転
とかいろいろ出てくるんですけども、お付き合いしながら商品を出してもらえるように、今、話
進めていますし、今現在もいろんなところと、今、須恵町内のいろんな企業の人たちにアイデア
を提供しながら、こういった方法だとできますよということで、今現在、その掘り起こしを企業
クラブの方々、あるいは商工会の中のアイデアマンの商工青年部とか、そのあたりと話を持ちな
がら、今進めている段階でございます。

ですから、とにかく魅力を発信するために多くの商品が欲しいと、それを提供なさっている人
たちの顔が見える、要するに、頑張っていると、元気だというような形の明るいまちづくりのP
Rにもしたいなと思っておりますので、このふるさと納税については、一つの行政の事業として、
本格的に新年度から取り組んでまいりたいと思いますので、御支援よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 顔が見えるということで、できればつくられた方の写真とか思い
を乗せて入れてあげるとか、そういう工夫もしていただければなと思っております。今、お聞き
して、町長の熱いふるさと納税にかける獲得への思いが伝わってまいりましたので、期待をして
私の質問といたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時10分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は3月18日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時52分散会

令和4年 第1回（定例）須恵町議会会議録（第4日）

令和4年3月18日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和3年3月18日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第10号 須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第11号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第12号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第15号 須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第16号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第17号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第18号 須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第19号 須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第21号 令和4年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第12 議案第22号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第13 議案第23号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第14 議案第24号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第15 議案第25号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第16 議案第26号 令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第17 発議第 2号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 発議第 3号 須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第19 議員定数調査特別委員会の所管事務調査報告について
- 日程第20 発議第 4号 須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第10号 須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第11号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第12号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

- 日程第 5 議案第 14 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 15 号 須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第 16 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 17 号 須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第 18 号 須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について
日程第 10 議案第 19 号 須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について
日程第 11 議案第 21 号 令和4年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 12 議案第 22 号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 13 議案第 23 号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 14 議案第 24 号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
日程第 15 議案第 25 号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
日程第 16 議案第 26 号 令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第 17 発議第 2 号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 18 発議第 3 号 須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
日程第 19 議員定数調査特別委員会の所管事務調査報告について
日程第 20 発議第 4 号 須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第 21 委員会の閉会中の継続調査について

出 席 議 員 (12名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稻 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	8番	世 利 孝 志
9番	三 角 栄 重	10番	猪 谷 繁 幸
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員 (1名)

11番	田 ノ 上 真
-----	---------

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	係長	白水 誠
----	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稻永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稻永勝章	税務課長	合屋真由美
福祉課長	今泉英明	都市整備課長	世利昌信
地域振興課	平山幸治	まちづくり課長	吉川聰士
社会教育課長	安河内ひとみ	会計管理者	横山剛
住民課長	百田敦	子ども教育課長	吉本孝治
健康増進課長	舛本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今日はですね、3年度最後の定例会になっておりますんで、よろしくお願ひいたします。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、田ノ上真君より欠席の届出があつておりますので、御報告します。

なお、総務建設産業委員会の審査報告は、須恵町議会委員会条例第9条により、委員長の職務代行として、副委員長が委員長の職務を行うこととなつておりますので、副委員長に報告を求めます。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第21号から議案第26号までは、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よつて、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） おはようございます。

議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、須恵町都市計画基本方針策定委員会の位置づけの見直しを行い必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

この条例は、第1条から第10条で構成するもので、従来の要綱を、内容をより具体的にし、設置についての法的根拠、関係者の出席、報酬及び費用弁償の項目を追加し、条例として新規策定するものです。

附則で、この条例は、令和4年4月1日より施行するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よつて、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よつて、議案第10号について採決に入れます。本案に対する副委員長の報告は可決です。よつて、議案第10号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第10号須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例の制定については、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、ふるさと応援寄附金事業の推進及び複雑多様化する教育課題に適切に対処することを目的とした機構改革を実施するに当たり、必要な体制の整備を図るため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

内容としましては、機構改革に対応した課名の変更で、まちづくり課をまちづくり課とふるさと応援課に、子ども教育課を学校教育課と子育て支援課に分割いたします。

2ページをお願いいたします。

この条例は3条立てとなっており、分割後の課名の追加、変更が必要な条例について、今回改正を行っております。

3ページをお願いいたします。

第1条でふるさと応援課を追加します。

4ページをお願いいたします。

第2条関係で、子ども教育課を子育て支援課に改正いたします。

5ページをお願いいたします。

第3条関係で、子ども教育課を学校教育課に改正いたします。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入れます。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第11号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第12号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第12号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、須恵町附属機関に須恵町農業振興地域整備促進協議会、須恵町都市計画基本方針策定委員会、民生委員推薦会を追加し、所要の条文整理を行うため提案するものです。

4ページをお願いいたします。

新旧対照表で説明いたします。別表中の附属機関の名称の追加、修正です。

まず、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興整備計画に関する事項を担う機関である須恵町農業振興地域整備促進協議会を追加いたします。

次に、先ほど議案10号の須恵町都市計画基本方針策定委員会設置条例が可決されましたが、都市計画法に基づき都市計画に関する基本的な方針を策定するために設置する須恵町都市計画基本方針策定委員会を追加いたします。

次に、5ページをお願いいたします。

民生委員、児童委員の候補者を審査し厚生労働大臣に推薦する機関で、市町村に設置することが民生委員法で規定されている民生委員推薦会を追加します。

また、この追加に併せて別表の附属機関の名称を例規集の記載順に変更しております。

このほかに、4ページ、改正前の社会教育委員及びスポーツ推進委員と表記していたものを、社会教育委員会、スポーツ推進委員会に。5ページ、改正前の消防賞じゅつ金審査委員会を消防賞じゅつ金等審査委員会に変更いたします。

附則として、この条例は、令和4年4月1日を施行日としております。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入れます。本案に対する副

委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額の規定の見直しを行い、所要の条文整備を行うため提案するものです。

内容としましては、特別職非常勤職員につきましては、これまで報酬を含めたところで費用弁償として支払うケースがありましたが、本来、特別職非常勤職員に対しましては報酬を支払わなければならぬ趣旨の規定が地方自治法第203条の2にあるため、本条例の報酬の支給規定を整理し、また、出張する場合の旅費の支給額を町長等の旅費の規定に合わせるように改正するものです。

5ページで、新旧対照表で御説明いたします。

第1条の見出しを報酬から目的に変更し、この条例は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償を定めることを目的とすると規定しております。

第1条の次に、報酬、第2条を追加し、第1条で特別職の職員で非常勤のものの報酬を別表1で規定するとしております。

第2項は、第1項で報酬は別表第1のとおりとすると規定していますが、日額報酬を受ける職員で、弁護士、医師、大学教授等の専門的な知見、立場の方に対する報酬は2万円以内で町長が定めるとしております。

次に、改正前の第2条を第3条とし、内容については変更ありません。

同様に第3条を第4条とし、費用弁償についての規定ですが、第2項において旅費の額は別表第2のとおりとするとしております。

第2項の次に3項を追加し、第3項では、特別職の職員で非常勤のものに支給する旅費につい

ては一般職の職員に支給する旅費の例による、つまり、支給の方法については原則職員の旅費の支給方法に準ずるということになります。

第4項で、会議に出席した場合は1回につき費用弁償として2,000円を支給するとし、第5項では、町長が特に必要と認めた場合を除き、日額で報酬が支払われる特別職の職員についてはこの第4項の規定は適用しない、2,000円の費用弁償は支給しないとしております。

第5条は規則への委任で、改正前と変更ありません。

最後に、別表第2、旅費の額を規定する表ですが、改正前は特別職の職員で非常勤のものの旅費は議会議員の旅費額と同じとしておりましたが、今回、粕屋地区内の特別職の職員で非常勤のものの旅費額等の改正に合わせて、町長など常勤の特別職の旅費額と同額としております。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入れます。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第13号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第14号一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、須恵町立れいんぼー保育園及び須恵町立認定こども園アザレア幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

内容といたしまして、別表第2、級別標準職務分類表から保育士に関する職務名を削除し、幼稚園長補佐、幼稚園長等の職務名を園長補佐、園長に変更するものです。

また、6級に規定している困難業務を行う保育所長及び幼稚園長の職務については、実際は園長を監督する立場として課長職があるため、6級から園長の職を削除するものです。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入れます。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業副委員長の報告を求めます。13番、三上政義君。

○総務建設産業副委員長（三上 政義） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、ふるさと応援基金を活用し、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりをより一層推進するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正の主な内容としましては、第1条ではふるさと応援寄附金を地域の特色を生かした魅力あるまちづくりに活用するということを明記するために、字句の改正をしております。

次に、社会情勢に迅速に対応できる体制を構築し、より幅広く寄附者の意向を反映することができるようするために、改正前の条文中、事業、第2条を削るもので、具体的には、須恵町第5次総合計画のまちづくりに必要な施策の大綱が5項目ありますが、その5項目をそのままこの条例の事業の各号に規定しております。

寄附を頂く方に事業内容が分かりやすくするため、また、日々変化する社会情勢に応じてより

幅広く寄付者の意向を反映することができるよう、要綱において事業を規定するものです。

また、2条を削りますので、条例前3条を2条として、3条以降も同様に繰り上げるものです。

次に、6条を追加して本基金から事業への財源に充てるため、基金の処分について規定しています。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 副委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第15号について採決に入れます。本案に対する副委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は副委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第15号須恵町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによるものです。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額について、当該未就学児の被保険者均等割額に10分の5乗じて得た額を減額するための条文の追加を行うものです。

7ページの新旧対照表を御覧ください。

第25条国民健康保険税の減額について、第2項を追加して未就学児に係る被保険者均等割額について減額する額を、被保険者の7割、5割、2割の軽減区分ごとに定めるものです。

その他、法律と条例の改正に併せ用語の整理を行うものです。

3ページに戻って、附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第16号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町立れいんぼー幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表で説明します。3ページをお願いします。

別表第3（第4条関係）における須恵町立れいんぼー幼稚園の名称と位置の須恵町大字旅石523番地を削除するものです。

令和4年度から民営化により、れいんぼー幼稚園が町立園でなくなることから改正するものです。

戻っていただいて、2ページをお願いします。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとします。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第17号須恵町立学校設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程9、議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町立れいんぼー保育園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例を廃止する必要が生じたので提案するものです。

令和4年度の民営化により、須恵町立保育所はなくなることからこの条例は廃止するものです。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとします。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第18号須恵町保育所条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町立認定こども園アザレア幼稚園を令和4年度から民営化することに伴い、当該条例を廃止する必要が生じたので提案するものです。

令和4年度の民営化により、須恵町立の認定こども園がなくなることからこの条例を廃止するものです。

附則で、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしています。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第19号須恵町立認定こども園条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第21号

日程第12. 議案第22号

日程第13. 議案第23号

日程第14. 議案第24号

日程第15. 議案第25号

日程第16. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第12、議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第13、議案第23号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第14、議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第15、議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第16、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出から、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、3月10日、14日、15日の計3日間で行いました。

それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116億4,000万円と定める。

第2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条地方債は「第2表地方債」による。

債務負担行為、第3条債務負担行為は「第3表債務負担行為」による。

一時借入金、第4条一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

歳入予算の流用、第5条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用としています。

12ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額2億4,000万円、地域活性化センター空調設備改修事業債440万円、一般会計出資債1,260万円、緊急自然災害防止対策事業債240万円、道路改良事業債850万円、緊急防災・減災事業債1億円、第三幼稚園（仮称）改築事業債6億470万円、文化会館屋上防水改修事業債2,230万円、文化会館舞台吊物改修事業債4,230万円、文化会館照明LED取替事業債580万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

13ページ、第3表債務負担行為です。

町勢要覧、PR動画作成等業務委託料、期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額1,500万円です。

須恵第一小学校学校給食調理等業務委託、令和4年度から令和7年度まで、限度額6,309万6,000円。

須恵第二小学校学校給食調理等業務委託、令和4年度から令和7年度まで、限度額7,196万円。

須恵第三小学校学校給食調理等業務委託、令和4年度から令和7年度まで、限度額5,346万円。

第三幼児園改築工事管理業務委託、令和4年度から令和5年度まで、限度額1,289万6,000円。

第三幼児園改築工事、令和4年度から令和5年度まで、限度額9億4,589万円です。

一般会計歳入歳出予算の総額116億4,000万円は、町税や国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種関連補助金、第三幼児園（仮称）建築事業などの普通建設事業費の増加により、対前年度比12億3,000万円、11.8%の増となり、昨年度に引き続き100億円を超える過去最高の予算規模となりました。

主な歳入予算は、1款町税は、31億1,483万7,000円、歳入全体の26.8%で、個人町民税7.5%、法人住民税は33.2%、固定資産税6%の増と見込み、対前年度比2億3,940万7,000円、8.3%の増です。

10款地方交付税は、19億7,200万円、歳入全体の16.9%、これは町税が増収の見込みであることと、幼保民営化に伴い、社会福祉費及び教育費の基準財政需要額が減となるため3,500万円、1.7%の減と見込んでいます。

14款国庫支出金は、16億4,876万8,000円、歳入の14.2%で5億1,415万6,000円、45.3%の増です。施設型給付費、新型コロナウイルスワクチン接種関連補助金などの増によるものです。

15款県支出金は、9億1,822万6,000円、歳入の7.9%で、1億1,711万円、14.6%の増です。これは、施設型給付費等県負担金や障害者自立支援給付費県負担金が増加しているためです。

このほかに、対前年度と比較して大きく増加している歳入科目として、18款繰入金6億1,100万5,000円、財政調整基金繰入金9,000万円の増、21款町債10億4,300万円、第三幼児園（仮称）改築事業債などで3億460万円の増です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は全体の45.3%で依存財源は54.7%です。前年度から自主財源の構成比が2.5ポイント下がっています。依存財源の国県支出金や町債の増が要因です。

歳出ですが、主なものとして、2款総務費23億4,880万7,000円は歳出の20.2%で、共同調達パソコン等リース料や自治体クラウドサービス更新業務委託料などの増で8,963万4,000円、4%の増です。

3款民生費41億1,584万円は、歳出の35.4%で、施設型給付費の県負担金や障害者自立支援給付費県負担金の増で、2億7,326万7,000円、7.1%の増です。

4款衛生費12億7,169万円は歳出の10.9%で、新型コロナウイルスワクチン接種事業などで1億9,584万6,000円、18.2%の増です。

8款土木費5億8,181万8,000円は、歳出の5%で、道路新設改良事業費や公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより7,530万1,000円の減です。

9款消防費4億8,258万4,000円は、歳出の4.1%で、柏屋南部消防組合負担金や中部防災センター（仮称）建設に伴う外構工事などにより7,065万6,000円の増です。

10款教育費18億8,463万9,000円は、歳出の16.2%で、第三幼稚園（仮称）改築工事や文化会館改修、ICT環境整備備品購入などで、6億7,651万3,000円、56%の増です。

12款公債費6億2,843万3,000円は、歳出の5.4%で、防災行政無線整備事業債や第三小学校外壁屋根改修事業などの償還開始となるため、3,296万4,000円、5.5%の増です。

歳出の構成比は、義務的経費が39.4%で前年度比0.4ポイントの減、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が9.7%で4.6ポイントの増、その他の経費が50.9%で4.2ポイントの減です。第三幼稚園（仮称）改築事業などによる普通建設事業費の大幅な伸びにより、投資的経費が増加しています。

基金の状況ですが、令和3年度末の財政調整基金の見込額が29億7,966万5,000円、減債基金が4億270万9,000円、ふるさと応援基金が5億9,398万1,000円で、当初予算のため、令和4年度の財政調整基金の取崩し予定額は6億1,000万円と見込んでいます。

質疑として、歳出において、2款総務費で、みそ加工場跡地の利用についての質疑に、ふるさと納税返礼品保管倉庫として使用との答弁がありました。

3款民生費で、寝たきり高齢者介護手当補助金の人数についての質疑に、寝たきり高齢者は23人との答弁、緊急通報装置貸与の人数についての質疑に、平均37人に貸与しており、70人で予算計上しているとの答弁がありました。

4款衛生費で、空き家等解体工事請負費についての質疑に、令和3年度は1軒200万円、5軒分を見込んでいたが、長屋があるため750万円で計上しているとの答弁。

町有地草木手入れ等業務委託の場所についての質疑に、民有地隣接墓地、山林など、要望が上がった場所との答弁。

地球温暖化対策実行計画策定業務の詳細についての質疑に、現状を把握し今後の実施計画を立てる。須恵町に一番合った方法で再生可能エネルギーの検討をしていくとの答弁がありました。

6款農林水産業費で、有害鳥獣駆除の効果についての質疑に、生活環境、農業環境被害の防止には効果が上がっているとの答弁がありました。

7款商工費で、創業支援事業補助金についての質疑に、審議会で検討し、商工会を通して実行

されるとの答弁。

観光施設案内板QRコード更新業務委託についての質疑に、ホームページの更新でリンクしていないので、須恵中央駅皿山の看板のQRコードからリンクをさせるとの答弁がありました。

8款土木費で、町営河川のしゅんせつの場所についての質疑に、令和4年度までに皿山川のしゅんせつ工事があり、今後、観音谷川などの予定があるとの答弁。

通学路交通安全対策工事の詳細についての質疑に、歩道と車道の分離、ガードパイプの設置、歩道の整備などとの答弁がありました。

9款消防費で、防災ハザードマップ全戸配布方法の質疑では、シルバー人材センターに委託し、ハザードマップとため池ハザードマップと一緒に全戸ポストインして配布するとの答弁がありました。

10款教育費で、第三小学校校庭遊具撤去工事の詳細についての質疑に、バスケットゴール1か所、ターザンロープ、丸太のはしごなどの撤去をしていくとの答弁。

現在の待機児童数の質疑では、令和2年度32名、現在は14名で申し込みが終わり調整中ですとの答弁。

アザレア幼稚園、れいんぼー幼稚園・保育園民営化による経済効果についての質疑に、1億円ほどを見込んでいるとの答弁。

歴史民俗資料館の耐震診断の予定の質疑では、これから検討するとの答弁。

運動公園遊具整備工事についての質疑に、滑り台と幼児の遊具の修理費で見積りを取っての金額との答弁がありました。

以上、全員賛成で可決としています。

続いて、議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億300万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によるとしています。

当初予算の概要としまして、被保険者数は後期高齢者医療及び社会保険への移行により減少していますが、令和4年度から、団塊の世代の後期高齢者医療への移行により被保険者数減少がさらに加速すると見込まれています。

一方、医療費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による受診控えが収まり、1人当たり医療費が再び増加に転じていることから保険給付費は僅かな減額にとどまっています。

歳入におきましては、保険税収納率の向上により保険税額が増加しております。

また、保険税収納率の向上と特定保健指導実施率の上昇により特別交付税が増加した結果、赤字

補てんであるその他一般会計繰入金が減少しております。

予算総額は、前年度と比較して金額で1,800万円、率で0.6%少なくなっています。

事項別明細書、13ページ、歳入では、1款国民健康保険税5億4,366万1,000円、対前年度比較1,246万1,000円、2.3%の増額、予算の18.1%を占めます。

4款県支出金22億1,154万2,000円は、医療費の支払いに充てるための保険給付費等県交付金及び災害や景気変動と特別な事情が生じた場合交付される財政安定化基金県交付金で予算の73.6%。

5款繰入金2億4,430万3,000円、対前年度比較2,616万8,000円の減額は、主にその他一般会計繰入金の減額によるもので予算の8.1%。

14ページ、歳出では、1款総務費1,912万8,000円、対前年度比較1,155万6,000円の減額は、人件費の減が主なものです。

2款保険給付費21億6,458万2,000円、対前年度比較1,465万円の減額で予算の72.1%、1人当たりの医療費は上昇していますが、高額療養費の減によるものです。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,846万2,000円で、対前年度比較602万8,000円の増、予算の25.9%、県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

6款保健事業費、3,562万円。被保険者の健康増進と医療費抑制のための保健事業を行うものです。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

次に、議案第23号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、予算書の55ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳出予算それぞれ4億1,000万円と定める。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によるとしています。

事項別明細書61ページ、歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億8,830万円、対前年度比較5.7%の増額。

3款繰入金、1億2,007万8,000円、対前年度比較8.3%の増額は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金の計上。

62ページ、歳出では、1款総務費1,620万6,000円、対前年度比較2.3%の増額は、職員人件費が主なもので、役務費は増加しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億9,153万6,000円、対前年度比較5.9%の増

額は、被保険者数の増によるものです。

3款諸支出金101万1,000円です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

続いて、議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、予算書の87ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,500万円と定める。

第2条地方債は「第2表地方債」による。

第3条債務負担行為は「第3表債務負担行為」によるとしています。

91ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額2,830万円、多々良川流域関連公共下水道分2億380万円、資本費平準化債公共下水道分1億450万円、資本費平準化債流域下水道分1,490万円、特別措置分4,060万円、公営企業会計適用債900万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

92ページ、第3表債務負担行為です。

下水道資産評価整理業務委託、期間、令和4年度から5年度まで、限度額260万円。下水道企業会計システム導入業務委託、期間、令和4年度から5年度まで、限度額550万円です。

歳入では、1款分担金及び負担金815万円で、供用開始面積の減により、前年度比493万8,000円、37.7%の減。

2款使用料及び手数料は、使用料3億1,210万円で、前年度実績を見込み、前年度比728万9,000円、2.3%の減。

3款国庫支出金は、下水道費国庫補助金8,790万円で、管渠築造工事の増により、前年度比290万円、3.4%の増。

5款繰入金は、一般会計繰入金3億1.340万円1,000円で、前年度比2,446万7,000円、7.2%の減。

下水道施設整備基金繰入金2,233万7,000円で、前年度比120万7,000円、5.1%の減、平成30年度から令和3年度に積み立てた基金を当該年度の令和4年度に繰り入れます。

8款町債は、下水道事業債4億110万円で、管渠築造工事費等の増により、前年度比4,800万円、13.6%の増です。

歳出では、1款総務費は2億3,296万3,000円で、多々良川流域下水道維持管理負担金等の減により、前年度比2,979万3,000円、11.3%の減。

2款下水道事業費は、4億377万6,000円で、工事請負費等の増により、前年度比

4,556万9,000円、12.7%の増。

3款公債費5億1,004万2,000円は、償還利子の減により、前年度比245万9,000円、0.5%の減となっています。

質疑として、令和3年度末での公共下水道の水洗化率についての質疑に、令和3年度末で94%の予定、令和4年度の工事完了後の公共下水道の整備率についての質疑に、整備面積から全体計画面積を除した数値となり、概算で68%程度との答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

次に、議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、予算書の127ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,500万円と定める。

第2条地方債は「第2表地方債」による。

第3条債務負担行為は「第3表債務負担行為」によるとしています。

131ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債限度額2,000万円、公営企業会計適用債80万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

132ページ、第3表債務負担行為です。

集落排水試算評価整理業務委託、期間、令和4年度から5年度まで、限度額180万円です。

歳入では、2款使用料及び手数料は、下水道使用料632万6,000円で、前年度実績を見込んで、前年度比14万4,000円、2.2%の減。

3款繰入金は、一般会計繰入金3,786万6,000円で前年度比465万6,000円、10.9%。

6款町債は、下水道事業債2,080万円で、前年度比520万円、20%の減です。

歳出では、1款総務費90万5,000円で、委託料等の減により、前年度比244万円、72.9%の減。

2款農業集落排水事業費は、1,390万3,000円で、委託料等の減により、前年度比79万1,000円、5.4%の減。

3款公債費は、4,934万1,000円で、償還元金の減により687万5,000円、12.2%の減となっています。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

次に、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出について、水道事業会計予算書の3ページです。

第1条水道事業会計の予算は、次の定めるところによる。

第2条業務の予定量は、1、給水戸数1万1,000戸、前年度と同数。2、年間総給水量283万6,000立方メートル、前年度比1.6%増の見込み。3、年間有収水量271万9,000立方メートル前年度比1.4%増の見込み。4、1日平均給水量7,769立方メートル、前年度比1.6%増の見込み。5、建設改良事業費1億3,304万8,000円、前年度比10.9%増の見込みです。これは排水施設改良費の増によるものです。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億8,710万8,000円、前年度比5.8%の増、主に第1項営業収益、1目給水収益の増によるものです。

第2項営業外収益2,389万3,000円、2目長期前受金の収益化について、会計処理上の計上される利益のため、現金収入は伴わないものです。

支出、第1款水道事業費5億9,439万9,000円、前年度比0.3%の増。第1項営業費用5億6,966万7,000円、250万3,000円の増、主に委託料の増によるものです。

第2項営業外費用2,353万2,000円、第3項特別損失20万円、第4項予備費100万円。
4ページです。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億7,129万4,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入3,550万円、前年度比31.5%の増、これは配水管と施設改良工事に伴う負担金の増です。

支出、第1款資本的支出2億679万4,000円、前年度比9.1%の増です。

第1項改良費1億3,304万8,000円は、排水施設改良工事の増により、前年度比1,312万2,000円の増です。

第2項企業債償還金7,374万6,000円は、元利均等償還のため、前年度比415万4,000円の増です。

第5款議会の議決を得なければ流用することができない経費、1、職員給与費7,960万6,000円、人事異動により7.8%の減。2、公債費10万円。

第6条棚卸資金の購入限度額は700万円と定めるとしています。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとお

り決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第21号令和4年度須恵町一般会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第22号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号令和4年度須恵町水道事業会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。再開を11時25分とします。休憩に入ります。

午前11時15分休憩

午前11時23分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- · ----- · -----

日程第17. 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第17、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） 議案書の1ページをお願いいたします。

発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案について別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出によるものです。

提案理由として、常任委員会の所管について、須恵町課設置条例及び須恵町教育委員会事務局組織規則に規定する課に属する事項への改正及び追加の必要が生じたので、提出するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条中、総務建設産業委員会所管のまちづくり課をまちづくり課、ふるさと応援課に、文教厚生委員会所管の子ども教育課を学校教育課、子育て支援課に改正するものです。

2ページに戻って、附則でこの条例を令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については、全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか——討論なしと認めます。よって、発議第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を

改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18. 発議第3号

○議長（松山 力弥）　日程第18、発議第3号須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、議会運営委員会からの提出のため、代表者である委員長からの説明を求めます。

13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義）　議案書の1ページをお願いいたします。

発議第3号、須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてでございます。

この議案について別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由といたしまして、議会議員の果たすべき職務を踏まえ、町議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、その在り方を明確にする必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

この条例は、病気、療養による場合及び刑事事件の被疑者等になり身体の拘束を受け、長期欠席した場合の議員報酬等の減額について規定したものです。

第1条で条例の主旨を、第2条で定義、用語の意義を示し、第1条第3号で長期欠席は、90日を超えて議会の会議等の出席ができないことを理由としています。

第3条では、長期欠席届書、復帰届書の様式を定め、議長に届け出るといったしました。

また、第3項で、長期欠席届には、議長が必要と定める場合には医師の証明書等を求めることができるとしております。

第5条では、欠席期間に応じた議員報酬の減額割合を定め、欠席が365日を超えた場合は100分の50、つまり2分の1の減額としました。

第6条では、期末手当について基準日以前、6か月以内に議員報酬の減額月がある場合、期末手当の額は、期末手当の額にその減額割合を減じた額とし、異なる減額月がある場合は、高い減額割合を適用するとしております。

第7条では、公務災害、女性議員の出産等による長期欠席は、この条例の長期欠席の日数に含まないとして適用除外を規定をしております。

第8条では、議員が刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、拘留その他身体を拘束される処分を受けたとき、議員報酬の支給を一時差し止めるとしました。

第9条では、第8条と同様の処分を受けたときの期末手当の一時差止めを、第11条では、刑

事事件について有罪の判決が確定したときは、議員報酬及び期末手当は支給しないとしました。

禁固刑以上にならないと、議員は失職しませんが、罰金、科料などの有罪判決の中でも軽い刑事も不支給の該当とすることになります。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 委員長の説明が終わりました。

なお、この議案については、全員協議会においても協議成されておりますので、質疑を省略し、これより発議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第3号について採決に入れます。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、発議第3号須恵町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19. 議員定数調査特別委員会の所管事務調査報告について

○議長（松山 力弥） 日程第19、議員定数調査特別委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 議員定数調査特別委員会の議員定数に関する調査報告をいたします。

本特別委員会は令和3年9月15日、令和3年第3回定例会において議員決議により設置され、以来、6回にわたり調査、審議を重ねてまいりました。その経過について御報告をいたします。

平成23年の地方自治法の改正により、議員定数の上限は撤廃され、議会が自ら自由に議員定数を決定することができるようになりました。

須恵町より人口が多い近隣町において、須恵町の議員定数を下回る町も現れ、今後の議会のテーマである議会の在り方を検証することの一環として、本議会が議員定数に関して自主的に調査を行ったものです。

調査の方針として、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しつつ、近隣町及び人口や産業構造が類似している町と比較検討し、議会機能の低下を招かないよう、総合的観点から議員定数の在り方を調査することとしました。

まず、糟屋地区内の議会との比較を行いました。

須恵町の議員定数14人に対し、篠栗町12人、新宮町12人、宇美町においても昨年の6月、

定例会で改正条例が可決され、先月に行われた一般選挙から議員定数12名となりました。

糟屋地区内の議員1人当たりの人口で比較すると、須恵町は久山町に次いで少なく、糟屋地区内においては、須恵町は人口の割に議員が多いという結果になりました。

次に、範囲を広げて、全国及び福岡県の範囲で比較すると、この糟屋地区は面積が狭い町が多く、人口密度が高い地域であり、そのためか、議員定数が人口に対して極めて少ない地域であることが分かりました。

それぞれの議会は、運営方法や財政状況等の状況が違い、人口に対する比較が全てではなく、様々な視点から分析が必要です。

適正な議員定数を定める方法論として議会の機能、役割について整理する必要があり、議会自らの運営機能はもちろんのこと、行政監視機能、政策形成機能についてどう充実を図るか、性質による方法論としては、討議性、専門性、住民性をどう重視するかということになります。

協議に必要な委員会の人数は何人か、条例制定にはどういう知識が必要で、どういう人材が必要か、民意を反映するためには地域に議員は何人必要か、様々なことを検討しながら討論を重ねてきました。

また、議員間だけではなく、住民の代表として、区長会理事会の皆様、歴代議長の皆様との意見交換をさせていただき、貴重な御意見を頂きました。

その中で、議員定数と切り離して議論すべきと思いましたが、議会に選任できる議員が必要との考え方から、議員報酬の見直しを提案される方もいらっしゃいました。

これらの議論を重ねた結果、本日、特別委員会、全員の合意の上、議員定数を1名削減する改正条例を削減に賛成する議員が発議し、採決することとなりました。

以上、議員定数調査特別委員会の調査報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による調査を行っておりますので、質疑を省略し、報告済みとします。

日程第20. 発議第4号

○議長（松山 力弥） 日程第20、発議第4号須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。12番、田原重美君。

○議員（12番 田原 重美） 議案書の1ページをお願いします。

発議第4号須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案については、別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、社会情勢の変化や本町の財政状況を踏まえ、町議会の行政、監査機能及び政策、形成機能をより一層強化しつつ、議会改革に取り組むことを目的とし、議員定数の削減を行うため提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。

本則中、議員の定数を14人を13名に改正するものです。

2ページに戻って、附則第1項の施行規律等で、この条例は令和4年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後、初めて、その期日を告示される一般選挙から適用するとし、第2項の経過措置で、附則第1項の一般選挙までの間は、なお従前の例によるとしております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については、全員協議会においても協議がなされており、質疑を省略し、これより発議第4号について討論に入ります。討論はありませんか。10番、猪谷繁幸君。

○議員（10番 猪谷 繁幸） この提案につきましては、私は反対とさせていただきます。というのは、たしかに糟屋郡内、議員の定数削減問題で、各町のほうではされてありますけども、須恵町の場合は人口も増加しており、今、議員削減ということは時期尚早じゃないかと考えております。

そしてまた、須恵町の場合、20行政区ありますので、地域の声をしっかりと引き取ってくることになれば、やっぱり議員定数減らすよりも現状のままで行っていただきたいと考えております。議員定数につきましては、時期尚早だと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 私は、賛成討論をいたします。

今回の議員定数削減につきましては、昨年より議員定数調査特別委員会で調査報告を受けまして、各議員の意見を述べるなどして協議を重ねてきました。

議員削減となった前回、16人から14人にする目的は、当時、簡素にして効果的また効率的な行財政運営を行う必要があり、議会としても全面的に協力し、議会自ら率先して行財政改革を行う議員定数を行い、議員定数を削減する条例の改正案を提案とあります。

では、今回の削減の目的を問われた場合、町民それから区長からの声がほかの他町と比べて、他町は減らしているのにと。あるいは、その人数要るのかというような声が大きいのかなというふうに思っております。

しかし、その中にも減らすことによって、しっかりした審議、議論ができるのかというふうな意見もありまして、現状の議員定数ではいいのではないかという声もまたあります。

先ほど、委員長のほうから報告ありましたように、須恵町の人口から見て、全国の市町村と比べた場合は、14人という人数は決して多いわけではありませんけども、先ほど言いました近隣町との比較で須恵町は、人口の割に議員が多い状況になっているというふうになっています。

昨年5月以降からは、一減という形で議会、委員会が進められておりまして、その後も行政を含め、議会等が滞ることがないような状況で今日まで来ております。であるなら、議員定数一減でも問題ないのではないかというふうに考えるところです。

また、議員としての役割の中で、町民の声を行政にしっかりと届けることも大切な仕事の1つではあります。私は、地域での活動あるいは3校区にコミュニティーがあり、この活動の中で、民意を吸い上げながら行政に反映させるなど、方法はいろいろあろうかと考えるところです。

現状は、一減となっても円滑に進めることはできると思いますので、私は議員定数を1つ減らし、13人に対する賛成をいたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。8番、世利孝志君。

○議員（8番 世利 孝志） 私も1人削減で賛成をいたします。

理由をいたしましては、現状、コロナ禍等々によりの現状を踏まえてですね、そのために今後の財政面を考慮するため、経費削減のため。それと、先ほども説明ありましたように、近隣町を含め県下でも議員定数の削減の傾向にあります。そのために1名減で賛成ということで私は考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 賛成討論をいたします。

先ほど報告をいたしましたが、全国的に糟屋地区は、非常に人口の割に議員が少ない所ではございますが、糟屋地区内を見ますと、人口に対する議員の数は多くなっております。

糟屋地区で一緒に活動を議員としてしておりますので、やはり、1名減が妥当ではないかと思います。

それと、児玉議員がいなかつた6か月間、1名減でも何ら支障はなく、しっかりと議論をして議案をとおしておりますので1名削減が妥当だと思います。

賛成討論です。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。——これにて討論を終結します。よって、発議第4号について採決に入ります。

本案に御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。

よって、発議第4号須恵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出があつておりますのでお諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画・構成について、総務建設産業委員会より災害復旧工事及び空家対策進捗確認調査について、文教厚生委員会より須恵町の史跡・文化財（第一小学校区）について。

以上、各委員会の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整備、訂正是、議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、3月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第三委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

この後、3月31日をもって退職されます3名の方及び任期最後の議会となります平松町長より御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会後、そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。令和4年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時49分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力弥

署名議員 14番 今村 桂子

署名議員 1番 白水 春夫